

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	76	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	76)			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

遠隔での被災自治体の支援を可能とすること

提案団体

徳島県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、神戸市、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

災害時における遠隔支援を前提とした市町村の受援計画の作成や全国的な応援スキームの構築ができるような制度設計、具体的なマニュアルの整備等を求める。
また、罹災証明書発行業務等の災害対応業務やニーズの高い経常業務についても、遠隔支援ができるよう、ガバメントクラウドを用いるなど地方公共団体間で共用可能なシステムの設計を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
現在、他自治体から被災自治体への支援については、主として現地派遣によるものである。「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」においては、遠隔地においても処理が可能となる業務等の可能性について検討することが望ましい旨の記載があるが、各自治体の受援計画、情報セキュリティ規定やシステム等において、遠隔支援を行うことが前提となっておらず、実態として実施できていない。

【支障事例】
令和6年能登半島地震においては、道路寸断による交通手段の制限や被災地の受援能力の限界、過酷な環境での業務となるなど、現地での継続的かつ大規模な支援には課題が多い。また、罹災証明書発行業務において、被害認定調査の調査員不足により罹災証明書の作成に着手できないケースもあり、現在のスキームでは、専門人材への業務の偏りや、専門人材の不足が生じている。
なお、クラウド型被災者支援システムにおいては、被災者台帳登録等について遠隔支援が可能な仕様となっているが、個人情報の取扱いに係る整理も必要となっており、全国的に当該システムによる遠隔支援の実績はない。

【支障の解決策】
遠隔支援を前提とした市町村の受援計画作成に当たっての留意点、個人情報の取扱い等を具体的に示す。
また、罹災証明書発行業務等の災害対応業務のほか、市町村のニーズが高く災害時も継続する必要がある経常業務(児童手当、税務、保育所入所管理、選挙事務等)も含め、幅広い業務について円滑に遠隔支援ができる制度設計及びシステム環境整備を行う。
さらに、標準化対象業務のバックヤード業務については、他自治体の支援が可能と思われるため、遠隔支援を前提としたガバメントクラウドのシステム設計を検討いただきたい。
なお、遠隔での支援体制構築に当たり、自治体が個別に環境整備を進めた場合には、トータルコストの増大や、連携に支障が出るのが危惧されるため、統一的なルールやシステムの整備を求めるものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

被災地の事務作業の遠隔支援が可能となることで、現地職員の負担が軽減されるとともに、専門的知見を要する作業に携わる人材の効果的な配置が可能となり、迅速な災害復興に繋げることができる。

根拠法令等

災害対策基本法第 67 条、第 68 条、第 74 条、第 74 条の 2、地方自治法第 252 条の 2、第 252 条の 17、市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き、大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き、応急対策職員派遣制度に関する要綱、応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、高崎市、川崎市、和歌山県、安来市、熊本市、鹿児島市

○地方公共団体間で共用可能なシステムの構築により人材派遣の負担軽減が図られることから賛同する。
○被災自治体への支援に入った際に、石川県が導入した住家被害認定調査に係るシステムが、受援自治体にも導入されており、調査の効率化と現場での時間短縮に役立った。一方で、帰庁後の登録データの精査業務が多大な負担になっていた。従って、調査業務と遠隔による登録データの精査業務を並行化が実現すれば罹災証明書発行の迅速化に繋がることから、個人情報の取扱いに係る法整備やシステム導入に係る補助制度など包括的な整備を求めるものである。

各府省からの第 1 次回答

【内閣府】

「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（以下、手引き）では、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制（受援体制）を整備するための受援計画の策定について、その検討の手がかりや参考となる事項を整理したものであり、今後の各業務の所管省庁・関係各室での「遠隔での被災自治体の支援」に関する議論・検討の結果を踏まえて、受援側の体制整備の観点で新たに取り組むべき事項が発生した場合は、手引きへの掲載を検討させていただく。

【こども家庭庁】

災害対応業務等について遠隔支援ができるシステムの整備がなされるのであれば、児童手当制度を所管する立場からどのようなシステム活用が可能か検討してまいりたい。

【デジタル庁】

能登半島地震を含むこれまでの災害を通じ、業務継続性を確保した上での行政サービスを提供する必要がある。

市町村のニーズが高く災害時も継続する必要がある経常業務も含め、幅広い業務について円滑に遠隔支援ができる制度設計及びシステム環境整備については、いただいたご意見も踏まえ、今後の各業務の制度所管省庁での「遠隔での被災自治体の支援」に関する議論・検討の結果を踏まえて検討されるものと承知しており、デジタル庁としても必要に応じ、連携してまいりたい。

【総務省】

各業務の所管省庁において、遠隔支援・応援スキームの構築、制度設計等について議論・検討がまとまったのちに、内閣府防災において、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」が改訂された際には、内閣府防災と連名で各地方公共団体へ受援計画の見直しについて助言・周知を行う。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

マイナンバーによる情報連携や、自治体システムの標準化など、デジタル技術による自治体間の連携強化や業務効率化が進められている現在、災害時の支援においてもデジタル技術を活用した効果的な支援の在り方を検討し、システム構築を行っておくことは重要であると考えます。

令和 6 年能登半島地震においては道路寸断による交通手段の制限が大きな問題となり、四国のような地理的に本州との交通ルートが限定される場所においては更に大きな移動制限が危惧される。こうした場所で災害が発生した場合に、人の移動を伴わない情報通信による応援を迅速かつ柔軟に様々な業務において受けられること

は、被災自治体にとって非常に有益であると考えられる。

こうした点から、被災時の遠隔支援を可能とするシステムの構築や、その運用ルールの策定を国が主導して行うことについて、積極的に御検討いただきたい。

特に罹災証明書の交付や被災者台帳登録については、災害時早急に対応する必要があり、他の自治体からの応援が不可欠であることから、被災自治体の被災者支援システムにおける応援職員へのアカウント付与及び整理すべき個人情報についての取扱い、応援自治体の選定においては現行の応急対策職員派遣制度による応援スキームのままでよいかなど、遠隔支援を求める場合の統一的なルールやシステムの整備等を御検討いただきたい。

※参考「クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と内閣府及び地方公共団体情報システム機構の回答」(抜粋)

・No.28 回答「他の都道府県や市町村から派遣された応援職員等に本システムの ID や権限を付与することで、状況確認や、代理入力を行うことができます。」

・No.48 回答「アカウントの運用は各自治体様にて決めていただく想定です。貴団体にて行政外部の方のためのアカウントを払い出し、行政外部の方にアクセスいただくことは可能です。なお、LGWAN の利用環境及び個人情報の取扱いに関し、各市町村のルールとの整合について留意が必要です。」

なお、本県においてクラウド型被災者支援システムの導入実績はないが、遠隔支援を行うための統一的なルールやシステム整備が行われていないことにより全国的にも遠隔支援の実例はないものと思われる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

【内閣府】

令和6年能登半島地震においては、罹災証明書の交付の前提となる被害認定調査において、遠隔での支援が実施されるなど、デジタル技術を活用した支援が行われたところであり、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」(以下、「手引き」という。))において、本取組を記載してまいりたい。

また、罹災証明書の交付や被災者台帳の作成事務については、御指摘のとおり、内閣府が開発したクラウド型被災者支援システムにおいて、応援職員へのアカウント付与が可能となっており、遠隔で支援する自治体側に当該システムが導入されていない場合でも、支援を行うことが可能であることから、本事務についても手引きに記載するとともに、引き続き、当該システムの普及促進を図ってまいりたい。

加えて、遠隔での被災自治体の災害対応業務に係る支援に関し、今後、地方公共団体からの具体的な提案を踏まえ、各業務の所管府省庁での議論・検討の結果、遠隔支援が可能となった取組についても、都度、関係各所と協議の上、手引きへ掲載を行ってまいりたい。

【こども家庭庁・デジタル庁】

ご見解の内容は、内閣府防災所管の被災者支援制度や総務省所管の応急職員派遣制度に関する内容とお見受けするため、本提案に対する当庁の回答は1次回答のとおりです。

【総務省】

応急対策職員派遣制度について、現行制度上の「派遣」については、直接的な派遣に限定しておらず、遠隔での支援を妨げるものではございませんので、改正は不要と考えます。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

4【内閣府(1)(i)】【総務省(10)(ii)】

災害対策基本法(昭 36 法 223)

被害認定調査(90 条の2第1項)、罹災証明書の交付(同項)及び被災者台帳の作成(90 条の3第1項)に係る事務については、遠隔での被災市区町村への支援が可能であることを、具体的な事例等を示しつつ、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」(令3内閣府(防災))を改訂し、地方公共団体に

令和7年度中に通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	91	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	91)			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

社会福祉施設等における災害時情報共有システムに係る利用権限の見直し等

提案団体

大阪府、栃木県、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、沖縄県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

社会福祉施設等における災害時情報共有システムについて、市町村に対して、平時の施設情報や、災害時の被災情報等が登録できるよう、権限の付与を求める。
また、都道府県において、権限付与済の市の被災情報等の登録状況を閲覧できるよう改善を求める。
介護サービスの情報公表及び障害福祉サービスの情報公表並びに同システムに付加されている災害時情報共有システムについて、相互連動等の改修を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
社会福祉施設等における被災状況報告については、令和3年4月15日付け厚生労働省「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」において、災害時情報共有システムによる報告へ移行することとされた。

【支障事例】
社会福祉施設等における災害時情報共有システムのうち、特に介護関係については、政令市を除く市町村は利用権限がないため、平時の施設情報、災害時の被災情報及び対応状況等にかかる登録や、災害時の被災状況の把握ができず、災害時には、市町村内の状況把握や迅速な支援等が難しい(障害、児童関係は、権限のない政令市、中核市以外の市町村においても、自市町村内の被災状況報告に限り閲覧が可能であるため、把握等は可能)。また、災害時には政令市を除き、都道府県が施設への報告指示等を一挙に担うこととなっているため、都道府県が指定権限等を持たない政令市を除く市町村所管の事業所等に対する緊急連絡先の更新・登録促進等に苦慮しており、当該システムによる報告指示等ができない事業所等が一定数存在する(直近の当該システム利用時においては、対象施設のうち、養護・軽費・有料・サ高(政令市除く)を例に挙げると、402/1408施設(約29%)がエラーとなった)。

また、障害、児童関係については、都道府県において、政令市、中核市の被災状況の閲覧権限が無いため、当該システムからは、政令市、中核市の被災状況は一切把握できない。このため、災害時には、政令市、中核市の被災状況把握に当該システムを活用することができず、インフラ等を中心とした支援の検討や国への支援要請などの対応が遅れることや、被災状況の把握に時間を要することが想定される(介護関係については、権限のない政令市分も閲覧は可能)。

さらに、介護サービスの情報公表、障害福祉サービスの情報公表等の制度が異なるシステムで運用されており、付随する災害時情報共有システムについても、提供サービスごとに各システムへの報告が必要となり、事業所によっては重複報告が必要となる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

障害サービスと介護サービスを併設している事業者から発災時にどちらのシステムに報告をしたかわからなくなるといった意見があった。
被害規模が少なかった災害時でも、市町村が被災状況の登録権限がないため、システム外の連絡調整に時間を要した。大規模災害発生時には、更に対応が困難になることが予想される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

災害時情報共有システムについて、市町村に利用権限を付与することで、事業所等へ迅速な報告指示が可能となるとともに、市町村が被災状況を把握できることにより、即座に必要な措置を講じることが可能となる。
また、都道府県が指定権限等を持たない政令市を除く市町村所管の事業所等に対する緊急連絡先の更新・登録の促進が期待される。
都道府県において、すべての市町村が得た被災情報をシステム上で集約できることにより、インフラ等を中心とした必要な支援の検討や国への支援要請など、迅速な対応が可能となる。
介護と障害のシステムが連動することで、事業所等の事務負担を軽減し、利便性が高まる。

根拠法令等

「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(令和5年10月20日付けこども家庭庁・厚生労働省関係局長通知)、介護保険法第115条の35から第115条の44、地方自治法施行令第174条の26、第174条の31の4第174条の32、第174条の49の2、第174条の49の12、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、宮城県、高崎市、川口市、千葉県、神奈川県、浜松市、豊橋市、京都府、大阪市、高知県、熊本市

○現状は介護サービスと障害サービスで異なるシステムを用いて被災状況を報告することとなっており、災害時には異なるシステムから各サービス種別事業所の被災状況を収集する必要がある、相当程度時間を要すると思われる。
○災害時に、介護施設等の被災状況を把握するシステムがないことから、当該システムの利用権限等あれば、介護施設等の被災情報及び対応状況等被災状況の把握できることとなり、市町村内の状況把握や迅速な支援等が可能となる。
○社会福祉施設の被災状況は、市町村においても把握する必要があるが、提案のとおり市町村に利用権限がないため当該システムによる被災状況の把握ができない。

各府省からの第1次回答

介護サービスの災害時情報共有システムについては、令和5年度において、自治体からの要望も踏まえ、中核市と一般市町村もシステムの閲覧を可能とする改修を行ったところであり、令和6年6月6日に各都道府県・政令指定都市・中核市の担当者宛てにメールでご連絡しています。
また、現時点においては、都道府県・政令指定都市が事業所に代わって被災状況等の入力が可能ですが、他の市町村においても代理入力が可能となるよう権限を付与することを検討しているところです。
障害福祉サービスの災害時情報共有システムについては、一般市町村によるシステムの閲覧及び災害時の被災状況の代理入力が可能であり、都道府県は指定都市・中核市の被災情報等が閲覧できるようになっています。
同一法人であっても介護サービス及び障害福祉サービスの被害状況が異なりうるため一律に連動させることは難しいと考えますが、両サービスの災害時情報共有システムに登録された情報が災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)に集約され、一括して確認できるようにするための改修を、今年度進めているところです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

介護サービスの災害時情報共有システムについて、中核市・一般市町村におけるシステム閲覧を可能としてい

ただき、また、代理入力の権限付与についても検討いただいております。市町村への代理入力権限付与により、迅速な被災状況把握につながると認識しており、改修を踏まえ災害に対応できる体制を整えたいことから、具体的なスケジュールを示していただき、早急な対応をお願いしたい。

また、同一法人で介護サービス及び障害福祉サービスにおいて、被害状況が同一の場合については、重複報告が不要となるような方法を検討いただきたい。

なお、障害福祉サービスの災害時情報共有システムについて、一般市町村によるシステムの閲覧及び被災状況代理入力、都道府県における指定都市・中核市の被災情報等が閲覧できる対応をしていただき、感謝申し上げます。

児童関係については、第1次回答で触れていません。障害福祉サービスおよび介護サービスの災害時情報共有システムにおいては現場の実態に合わせた対応をしていただいた。児童関係においても、都道府県が政令市、中核市の被災状況の閲覧ができるよう早急な対応をお願いしたい。なお、早急な対応ができない場合につきましては、その理由のご提示を併せてお願いします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

システムの改修においては、実災害で直面した課題を明らかにするとともに、被災自治体をはじめとした自治体の意見を取り入れるなど、透明性を確保していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

介護サービス災害時情報共有システムにおいて、市町村が事業所に代わって被災状況等の代理入力が可能とすることについては、現在、具体的なスケジュール等を含め検討しているところです。

現在のシステムにおいては、例えば、同一法人であっても建物の1階と2階で異なるサービスを提供している場合には、それぞれの被害状況が異なる場合もあることから、法人単位ではなく、各サービス種別毎に被災情報を報告いただく仕組みをとっております。

同一法人で被害状況が同一の場合に、重複報告を不要とするためには、同一法人に含まれる施設の情報を入力する事務負担が増えることやシステム改修が必要となります。また、被害がない場合の入力についてはわずかな業務量と認識しております。そのため、重複報告を不要とすることについては、慎重に検討してまいります。児童福祉施設等災害時情報共有システムは、従前から、一般市町村によるシステムの閲覧及び災害時の被災状況の代理入力が可能であるとともに、都道府県による指定都市・中核市の被災情報等の閲覧が可能となっております。

なお、災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)で被害情報を一括して確認できる仕組みについては、自治体への閲覧権限を付与する方向で検討してまいります。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(4)】【厚生労働省(7)】

児童福祉法(昭22法164)、介護保険法(平9法123)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

(i)介護サービス及び障害福祉サービスの災害時情報共有システムに登録された社会福祉施設等の被災状況については、災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)に集約し、令和6年度中に都道府県が一括して確認できるようにする。

(ii)災害時情報共有システムについては、以下のとおりとする。

・災害時情報共有システムへの介護サービス事業所の被災状況の登録については、市区町村による代理登録を可能とすることを検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	92	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	92)			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害時情報共有システムの対象に保護施設を追加すること

提案団体

大阪府、山形県、栃木県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、沖縄県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

災害時情報共有システムの対象に、保護施設(救護施設など)を追加することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】
災害時情報共有システムにおいて、保護施設(救護施設など)は対象外となっていることから、国・都道府県・市町村・施設間の情報共有は、国指定様式のエクセル表を用いた電子メールに依ることになっている(厚生労働省の指示)。
【支障事例】
システムの対象外であるために、関係者間の情報共有を電子メールで個別に行わなければならない、煩雑かつ時間がかかる。
【改善の必要性】
保護施設の入所者の約半数は高齢者であり、障がい者も少なくない。
また、大規模な入所施設でありながらシステムの対象外になっているのは保護施設のみである。
災害時における迅速な情報共有のためには、システムの対象にさせていただく必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

府内の救護施設から、なぜシステムの対象外なのかという疑問の声が寄せられている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

災害時における迅速な情報共有が可能になる。

根拠法令等

「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(令和5年10月20日付けこども家庭庁・厚生労働省関係局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、宮城県、茨城県、高崎市、川口市、浜松市、島根県、高知県、福岡県、熊本市

各府省からの第1次回答

災害時情報共有システムでの対象に救護施設等を追加することについては、これまでも議論はあったものの、救護施設等は他の施設類型と比較して施設数が少なく(各都道府県の救護施設等の数が数カ所程度)、システム改修の経費に対して効果が十分に見込めないとの議論もあり、システム改修の予算の要求については慎重な検討が必要である。

なお、救護施設等における災害時の情報収集については、救護施設等は、システムには対応していないものの、災害発生時には業務時間内外問わず、担当課から各自治体の状況を詳細に聞き取って迅速に状況の把握を行っている。この度の能登半島地震の際も、自治体に電話照会を行い、状況を速やかに把握し、必要な対応を行ってきたところであり、今後ともこのように必要な対応を行っていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和4年社会福祉施設等調査によると、令和4年10月1日現在の全国の保護施設の総数は233施設であり、総定員は19,223名に及ぶ(救護施設:186施設・定員16,412名、更生施設:19施設・定員1,446名、授産施設:14施設・定員450名、宿所提供施設:14施設・定員915名)。

保護施設よりも全国の施設数や総定員が少ない施設(例えば、助産施設(382施設・定員3,164名)、乳児院(145施設・定員3,822名)、婦人保護施設(47施設・定員1,205名)、児童心理治療施設(51施設・定員2,168名)など。)が、従来から災害時情報共有システムの対象となっていることから、保護施設を対象に含めないことに合理的な理由はない。

また、仮に、南海トラフ地震が発生した場合には、内閣府が定める「南海トラフ地震防災対策推進地域」の主な府県(神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県の16府県)を採っても、79施設・総定員7,032名(救護施設:65施設・定員6,126名、更生施設:8施設・定員596名、授産施設:4施設・定員130名、宿所提供施設:2施設・定員180名)の情報収集及び情報提供が必要になる。

災害発生時において、地方自治体には、保護施設からの情報収集及び保護施設への情報提供のために専任の人員を割く余裕は無く、電話による情報収集及び情報提供ではなく、同システムによる効率的で迅速な情報収集及び情報提供を行う必要がある。

災害時においては、関係者間の迅速かつ正確な情報共有が最重要事項であり、そのための最も有効な手段が同システムであることから、システム改修を行って保護施設を対象に加えることは、デジタル技術の活用等により地方公共団体業務の効率化・高度化を図ろうとする政府の方針に合致すると思料する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

救護施設等を追加するための災害時情報共有システム改修については、費用対効果の観点等も含め検討を行っているが、対象施設数が少ない中、近年の災害時には電話照会により状況把握・対応を実施している実態等も踏まえ、慎重な検討が必要であると考えます。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(4)(ii)】【厚生労働省(7)(ii)】

児童福祉法(昭22法164)、介護保険法(平9法123)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

るための法律(平 17 法 123)

災害時情報共有システムについては、以下のとおりとする。

- ・災害時情報共有システムの対象施設については、保護施設における被災状況の報告に係る事務の実態を踏まえ、課題等を整理しつつ、保護施設を加えることについて引き続き検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	95	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	95)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育施設の給付・監査業務に係る標準仕様システム及び施設管理プラットフォームの効果的な構築等

提案団体

神戸市、福島県、大阪府

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化を着実に進めるとともに、他の加算制度の整理・統合、加算取得手続の簡素化・統一化を求める。

自治体が先行的に構築している標準化システム対象業務外の加算認定に係る業務に係る独自システムについて、今後の標準化システム及び施設管理プラットフォームの導入に当たって、自治体の先行的な取組に配慮いただきたい。

また、施設管理プラットフォームの本格導入に当たって、保育施設の広域利用の請求事務に係る負担軽減のため、市外の施設の請求の承認等が可能となるようなシステム構築を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

民間の保育施設への毎月の施設型給付費の算定については、国の通知で定義された加算要件が28種類も存在し、毎月各施設から提出される認定申請書は22種類にもわたることから、大きな事務負担となっている。当市職員は、年間約4,000件の問い合わせに対応し、各種申請の審査に年間約7,400時間を要している。

当市においては、独自に令和6年度から施設型給付費の自動算定機能等を備えたクラウドサービスを導入し負担軽減を図る予定だが、制度自体の簡略化が必要と考えている。

また、この独自のクラウドサービスについては、全国でも先行的であり、かつ汎用性の高いものだが、標準化されている施設型給付請求システムと密接に関連するものであり、標準化システムや施設管理プラットフォームとの連携、今後の標準化仕様書及び標準化対象業務の拡大等において支障が出る場合、構築した独自システムが無駄になる可能性がある。

現在、児童が居住する市区町村以外の保育施設を利用したい場合、市区町村間で受委託による利用調整を行い、市内に居住する子どもが市外の保育施設を利用する場合、保育施設が居住地の自治体に施設型給付費の請求を行う仕組みになっており、施設・自治体の間での確認・精算業務が大きな負担になっている。

【支障の解決策】

国は、保育施設や自治体の負担軽減を図るため、処遇改善加算の取得要件としていた賃金改善計画書の廃止や、処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの整理・統合を進める方針を示しているが、これを着実に進めるとともに、他の加算制度の整理・統合や、加算取得手続(申請書類)の簡素化・統一化についても早期に検討を行う。

国が今後導入する施設管理プラットフォームや標準化システムの検討に当たっては、先行自治体が汎用性のあるシステム構築を行っている場合、標準化システムとして採用、又は連携を可能とするなど、自治体独自システムを調査の上、先行自治体のシステムが無駄にならないよう配慮を行う。

また、施設管理プラットフォームの導入及び標準化システムを整備する際には、市外の施設情報の参照及び市外の保育施設からの請求内容の承認を可能とするなど、広域利用に対応したものとし、施設と自治体の負担を軽減する設計とする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

各保育施設では、月々の定例的な申請作業について月平均 20 時間程度要している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育施設職員と自治体職員の事務負担軽減につながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法、教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に用留守費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 27 年内閣府告示第 49 号）、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和 5 年 5 月 19 日付けこども家庭庁長官文部科学省初等中等教育局長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、花巻市、宮城県、仙台市、荒川区、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、飯田市、浜松市、名古屋市、小牧市、兵庫県、朝来市、奈良県、安来市、高知県、大牟田市、熊本市、鹿児島市

○処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの認定および施設型給付費の額の算定にあたっては、加算が複数あるだけでなく、加算項目の追加や要件の変更などが頻繁に行われることで、市の事務負担のみならず、民間施設や業界団体からも制度の複雑化により事務が煩雑となっているとの意見が多く寄せられていることから、本提案に賛同するものである。

○当市においては、独自にシステムを構築するなどして施設型給付の事務を行ってはいないが、市内及び広域入所施設の請求・支払い事務にあたっては多大な事務負担となっている。とくに広域施設については、各市で加算認定を行っているため、加算内容の確認のため当該施設や施設のある各市町村に照会をかける必要が生じる。そのため、システム上で各施設の認定状況が確認でき、かつ請求額の確認ができるような標準のシステムの導入を求める。

また、処遇改善の加算認定に関して、賃金改善計画書の提出を不要とする改正がされたが、処遇改善加算はⅠからⅢまでであり制度が理解しにくいこと及び加算額がその年度の加算取得状況や職員構成によって増減するため、給付を受ける施設においても混乱を生じやすく、その問い合わせの対応について苦慮している状況である。

施設型給付の制度について、加算のあり方を早急に整理し簡素化するとともに、各市統一的に利用できるシステムの提供を検討されたい。

○当市でも処遇改善加算に係る業務が職員及び保育施設職員の負担が大きく、他の加算制度も整理・統合、加算取得手続の簡素化・統一化されることにより事務負担が軽減される。

また、現在、市と市内の保育施設で共通システムを使用し施設の請求の承認等を行っているが、全国共通のシステムとの連携が可能となれば、市外の施設からの請求の承認等も可能となり、事務負担が軽減される。

○各施設への給付費等の計算は独自システムを使用しているが、加算の種類が多く、確認に時間を要することから、大きな事務負担となっているところである。特に処遇改善等加算については、令和 6 年度から賃金改善計画書が廃止になったが、そもそもの制度が複雑であり施設からの問い合わせも非常に多いため、整理・統一について早急な検討が必要と考える。

また、国の標準化システムを構築するにあたっては、当市においても独自システムを使用しているため、導入にあたっては互換性等の配慮いただきたい。

○加算認定業務は、所管する施設数が多くなるとその業務量も膨大になる。特に、処遇改善加算の認定業務は複雑であり、保育施設職員へ制度や事務手続きについて説明し、理解してもらうことや問合せへの対応に多くの時間を要している。

○一本化の内容によっては市システムの改修が必要になることも想定されることから、制度設計を早急に示されることを併せて要望いただきたい。

○各加算項目については、種類が多かつ幼稚園、保育所、認定こども園で内容が一部異なるなど内容が煩雑であり、認定業務に時間を要している。また、処遇改善等加算について加算ⅠⅡが県、新たに創設されたⅢが市での認定となっているため認定業務が複雑となっている。なお、当市においても施設型給付費に係る独自の算定システムを導入しており、今後の標準化システム移行に伴った既存システムの取扱いについて危惧してい

るものである。

○当市においても処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱの申請事務の業務量は膨大である。処遇改善等加算はⅠ～Ⅲまであり、それぞれの加算実施内容が複雑かつ煩雑であるため、市内の民間保育所等からも制度の統一化及び簡素化を求める声が毎年度あがっている。当市には28園の民間保育所等があり、毎月の各園の雇用状況、加算取得状況確認後に施設型給付費を算定し、決まった月日までに支払いを完了する一連の業務量も膨大である。広域入所についても当市では、令和5年度は27名の広域入所委託児童がおり、50件以上の支払い事務を行っている。市外の保育施設の加算状況を確認し、金額の精査、支払い事務に少なくとも30分程度は必要な状況である。また受託している児童数は100名を超えており、委託元の市町村からの問い合わせ等の対応も必要である。広域入所にも対応したシステムが導入され、業務の軽減が図られること、処遇改善等加算の簡素化・統一化に期待する。

○処遇改善加算の整理・統合化を求める。

各府省からの第1次回答

公定価格における処遇改善等加算の一本化については、第5回子ども・子育て支援等分科会（2024年2月19日）において、令和7年度に向けて検討を行う旨を報告しており、関係団体等からの意見を聴きながら検討することとしているが、他の加算制度の整理・統合等については、今後継続的に検討してまいりたい。

また、今後の施設管理プラットフォームの導入に当たっては、地方自治体、関係団体、民間事業者等から構成される「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」を開催し、検討を行うこととしており、その中で、御指摘の論点も含め、検討することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの一本化については、公表されているとおり着実に進めていただきたいが、人員配置等の加算制度全般について、加算の種類の多さと要件の複雑さにより、保育施設及び自治体の双方に多大な事務負担が生じている現状を踏まえ、処遇改善等加算にとどまらず、他の加算制度の整理・統合についても、早期に具体的な方向性をお示しいただきたい。

また、施設管理プラットフォームの導入及び標準システムの仕様更改にあたっては、協議会等での議論に加え、先行して独自システムの導入を行っている自治体と十分に意見交換を行った上で、仕様やスケジュールを検討していただきたい。

併せて、広域利用について、保育施設及び自治体双方の事務処理が効率化できる施設管理プラットフォームの仕様となるよう前向きに御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

処遇改善等加算以外の加算制度全般についても、整理・統合の方向で見直しをお願いしたい。

また、今後新たに加算の種類を追加することで、加算制度がさらに複雑化・増加しないようにしていただきたい。施設管理プラットフォームが広域利用に対応したものとなるよう、「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」等での具体的な検討状況をお示しいただきたい。

また、加算に係る事務処理の負担軽減に資する機能を有するものとなるよう整備していただきたい。

施設管理プラットフォームがユーザーにとって使い勝手のよいものになるよう、地方自治体における独自システムの導入状況等の実態や意見を聴取した上で検討を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

処遇改善等加算以外の加算制度全般についての整理・統合については、各加算ごとに趣旨・目的が異なることから、慎重な議論が必要であると考えているが、今後仮に新たに加算の種類を追加する場合には、複雑化しないよう配慮してまいりたい。

施設管理プラットフォームについては、

・「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」の下にある「給付ワーキング・グループ」(令和6年8月1日)において、独自の申請支援システムを構築している先進自治体からヒアリングをするなど、御意見を伺っているところである。

・具体的な対象事務としては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の趣旨を踏まえ、まずは、給付に係る申請や公定価格計算、監査書類のやり取りといった自治体にとってニーズの高い事務から優先的に取り組むこととしている。その上で、広域利用対応については、プラットフォームを利用する自治体が一定程度増えてきた段階での実装を想定しており、中長期的な検討が必要であると考えている。

いずれにせよ、施設管理プラットフォームが地方自治体にとって使い勝手が良いものとなるよう、自治体に対して丁寧に説明を行い、ご意見をお伺いしながら、検討を進めてまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(12)(iv)】【デジタル庁(21)】【文部科学省(20)(ii)】

子ども・子育て支援法(平24法65)

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)に基づき構築を進める施設管理プラットフォームについては、独自に施設型給付費(27条1項)及び地域型保育給付費(29条1項)(以下この事項において「給付費」という。)の申請に係るシステムを構築した地方公共団体の意見も聴きつつ開発するとともに、給付費の加算認定等に係る事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する機能を搭載した上で、令和7年度末までに試行運用を開始し、令和8年度から全国展開を進める。また、令和9年度までに広域利用に対応した機能を搭載する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	126	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	126)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等において一時的な食事の外部搬入を可能とすること

提案団体

茨木市、福島県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

老朽化した保育所給食室の改修工事を実施する場合等、やむを得ない事情がある場合に限り、一時的に食事を当該保育所外で調理・搬入することを可能とすること。

具体的な支障事例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)第 11 条により、児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならないとされている(設備運営基準第 32 条の2により、保育所においては満三歳以上の幼児に関しては、食事を当該保育所外で調理・搬入することが認められている)。
老朽化した保育所給食室の改修工事を実施する場合、当該保育所での調理を行うことができなくなるが、現状の設備運営基準では、食事を当該保育所外で調理・搬入が行えないため、改修工事の実施が困難である。
外部搬入方式については、家庭的保育事業において、三歳未満児でも認められているところであり、本提案のようなやむを得ない事情がある場合に限り、一時的に食事を当該保育所外で調理・搬入することを可能としていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

一時的に食事を当該保育所外で調理・搬入が認められることにより、老朽化した保育所給食室の改修工事を行うことができる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 11 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

函館市、花巻市、宮城県、仙台市、ひたちなか市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、大阪市、東温市、熊本市、宮崎県

○現時点で支障は生じていないが、設備の老朽化や災害等により支障が生じる可能性が考えられ、そのような場合においても園児への安定した給食提供は必要である。

○当市においても老朽化している保育施設が数多くあることから、今後、同様の事象が発生することが、見込まれる。

○将来的に発生する可能性があることから制度の見直しを求める。

○支障事例のような事案は発生していないが、今後、同様の事案が発生する可能性があることから、制度改正が必要であると考え。

○当市においても老朽化した保育所給食施設の改修工事を行う際に苦慮した事例があるため。

○施設の改修を行い、改修中は仮園舎を設けて保育を提供予定とする保育所より、仮園舎にも調理室を設けなければいけないのか、それとも改修中の施設の調理室で調理したものを仮園舎に搬入してもいいのか、との問合せを受けたことがある。

各府省からの第1次回答

各施設において改修工事の際にどのように食事の提供を行ってきたのか、一時的であっても保育所において満3歳未満児への給食を外部搬入することに安全上の問題はないか等を把握したうえで、その結果に基づき、必要な法令上の措置を講じることの要否を含め必要な検討を行ってまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現状では、老朽化した給食室の改修工事を行う場合、施設内に仮の給食室を設置する必要があり、空き部屋やスペースに余裕がないような保育所の場合は、対応が非常に困難である。このままでは不具合が生じた場合に、給食の提供や保育所の運営自体に多大な影響が出る可能性がある。

一時的な給食の外部搬送が可能になれば、給食室の改修工事を行うことができ、持続的に安心安全な給食提供が可能となる。やむを得ない事情がある場合に限り、一時的に食事を当該保育所外で調理・搬入することについて早期実現に向け柔軟な検討を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、原則として参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねるよう、提案の実現に向けて特に積極的な見直しを求める。

各府省からの第2次回答

老朽化した保育所給食室の改修工事を実施する等の事情を抱える場合の自治体における対応を含め、令和7年度中に食事提供に関する実態調査を行い、その結果を踏まえ、必要な法令上の措置を講じることの要否を含め必要な検討を行ってまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁】

(1)児童福祉法(昭22法164)

(vi)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所の設備の基準の特例(同令32条の2)をやむを得ない場合に限り一時的に3歳未満児に拡大することについては、公立保育所における3歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	136	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	136)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

都市部における保育所等への賃借料等支援事業における支援対象の拡大

提案団体

北広島市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

保育対策総合支援事業費補助金における、「認可保育所等設置支援等事業の実施について(令和5年4月19日こども家庭庁成育局長通知)」のうち、「都市部における保育所等への賃借料等支援事業」の支援対象を、以下①、②以外の自治体にも拡大を求める。

- ①『「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について(平成28年4月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)』別表に掲げる自治体
- ②自ら緊急対策の取組を希望し、平成28年4月27日までに厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課予算係へ登録を行った自治体

具体的な支障事例

当市においては、急激な学齢前児童世帯の転入により、令和4年度・令和5年度と年度途中から待機児童が発生し、解消に向けて保育定員の拡大等に取り組んでいる(令和5年度:44人拡大、令和6年度:158人拡大)。当該拡大後もなお、1・2歳児では20人の定員が不足しており、現在、建築中の建築物内に賃貸借による保育所の整備を計画している。

しかしながら、昨今の地価上昇及び建設単価の高騰により、賃借料単価が高騰しており、事業者の公募及び運営に大きな負担が生じている。

公定価格の賃借料加算の項目において試算すると、2,232千円/年となり、当該賃借物件の賃借料想定額の26,459千円/年とは相当の乖離がある。

仮に、「都市部における保育所等への賃借料等支援事業」の対象となった場合、当市においては事業者に対し16,500千円/年(うち国から市への補助額11,000千円/年)の補助が行われることとなるが、本事業の支援対象は『「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について』に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限ることとなっており、当市は対象となっていない。

ついては、当該事業の支援対象を平成28年時点での市町村に固定せず、その後の状況変化により待機児童が発生し又は発生する恐れがあり、解消に向けて取り組んでいる市町村への拡大を行っていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当該賃借物件における保育所の公募を行う前段階として、令和5年10月10日から20日まで、4事業者からサウディング調査を実施し、また、令和6年4月1日から当該公募を実施しているところであるが、多数の事業者から賃借料にかかる支援が求められているところ。

事業採算面から進出を躊躇する事業者もみられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

平成 28 年に発出された通知以降の状況変化により待機児童が発生し又は発生する恐れがあり、解消に向けて取り組んでいる市町村において、事業者の参入が促されることで、より多様な方法で保育所が確保できることとなり、住民の保育需要に応えることができる。

根拠法令等

認可保育所等設置支援等事業の実施について（令和5年4月19日こども家庭庁成育局長通知）
「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について（平成28年4月7日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

浜松市、小牧市、沖縄県

○当該通知では、当県においてもいくつかの団体が別表に掲げられているところであるが、提案団体のように当該通知に基づく支援を新たに要する団体が生じる可能性を考慮して提案に賛同したい。

各府省からの第1次回答

当該事業は予算補助事業であり、事業内容は予算編成過程において検討されるものであるが、厳しい財政状況の中、事業の拡充を行うことは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市の要望は、「当該事業の支援対象を平成28年時点での市町村に固定せず、その後の状況変化により待機児童が発生し又は発生する恐れがあり、解消に向けて取り組んでいる市町村への適用を行っていただきたい」という趣旨であり、支援対象のさらなる拡大のみを要望しているわけではない。平成28年から現在に至るまで見直しが行われておらず、時間の経過とともに現在の対象が現状に則さないものとなっている可能性があるため、厳しい財政状況の中であればこそ、支援対象自治体の見直しを検討していただきたい。
当市においては、平成30年の北海道ボールパーク建設決定以降、JR北広島駅西口再開発の影響等もあり、保育需要が年々急増している状況にあるが、賃借料の相場上昇により、公定価格の賃借料加算額を超える負担が生じることとなり、必要な保育所等の整備が進まないことも危惧される場所である。
今後、待機児童を出さないためにも直ちに加算対象自治体の見直しを検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

待機児童数や「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の在り方を踏まえ、必要に応じて支給対象自治体の見直しを検討してまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	137-1
(管理番号	137)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等における児童の健康診断の検査項目の見直し

提案団体

城陽市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

保育所等の児童福祉施設及び家庭的保育事業者等に実施が義務付けられている健康診断について、「学校保健安全法に準拠」するのではなく、未就学児については「各年齢(月齢)に応じた検査項目」を新たに定めることを求める。

又は、必ずしも学校保健安全法に規定する検査項目の全てを実施する必要がなく各児童の発達状況に応じて適宜検査を行うことを推奨する旨を明示することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

保育所等の児童福祉施設及び家庭的保育事業者等に実施が義務付けされている健康診断については、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないとされている。

【支障事例】

学校保健安全法に規定する健康診断について、視力及び聴力検査が項目として定められているが、未就学児(特に乳児及び低年齢の幼児)に当該検査を有効に実施することが現実的に困難である。小学生以上の児童に実施するのと同じの検査方法・検査項目は、「見える・聞こえる」を自身で意思表示することを前提としており、未就学児(特に乳児及び低年齢の幼児)に対して有効に検査することができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市管内の保育施設から、未就学児(特に乳児及び低年齢の幼児)に対する視力・聴力検査の有効性に対する疑義や保護者に医学的に信ぴょう性のある検査結果を伝えることの困難性の解消、職員の負担軽減を求める意見が寄せられている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育所等で実施する健康診断の有効性の向上、及び保育所等の職員の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準第17条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条、学校保健安全法第13条、学校保健安全法施行規則第3条、第6条、第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、三郷市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、田原市、大阪市、羽曳野市、広島市

○当市においては、保育所等における児童の健康診断について、学校保健法に準拠しつつ、検査健診項目等に関しては乳幼児の発達段階に配慮した形で柔軟に行われているのが実情であり、保育所等における健康診断について、学校保健法に準拠した全ての項目の検査を行うことが未就学児、特に乳児及び低年齢の幼児に対して有効であるのか疑問が残ることから、提案に賛同する。
○尿検査についても、自治体間で対象年齢等にばらつきが見られ、必要性の判断に苦慮するため、提案内容に賛同する。

各府省からの第1次回答

保育所等の児童福祉施設や家庭的保育事業等における健康診断は、法令により施設長等が「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない」としているが、その円滑な実施を図る観点から、乳児及び低年齢の幼児の発達段階に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する実態調査を行い、その結果や乳幼児健診との関係も踏まえた対応に当たっての具体的な考え方を示すこととする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

実態調査にあたっては、実施の有無にとどまらず、有効な健康診断が実施されているかという観点から把握されたい。また、基準で定められた健康診断の各項目について、科学的見地から乳児及び低年齢の幼児に対する有効な診断が実施可能であるかの検証を実施されたい。
学校保健安全法に規定する健康診断に準じた健康診断の実施は、法令により基準として定められているものであり、指導監査での確認項目ともなっていることから、どの検査項目を必ず実施する必要があるのかを通知等で早期に明確にしていだきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、地方自治体の実態を調査し、母子保健法に基づく乳幼児健診や専門家の意見も踏まえて検討していく旨の発言があったが、早期に調査を行い、年度内の見直しに向けて、具体的なスケジュールをお示しいだきたい。

各府省からの第2次回答

保育所等の児童福祉施設や家庭的保育事業等における健康診断の円滑な実施を図る観点から、0～2歳児の年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する実態調査を、関係団体の協力を得ながら、令和6年度中に実施した上で、その結果や乳幼児健診との関係も踏まえ、各施設における健康診断として実施可能な具体的な考え方を、早期に示すこととする。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(5)】【文部科学省(4)】
児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)
保育所等における健康診断については、0歳児から2歳児までの年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断

の取扱いに関する調査研究の結果や乳幼児健康診査との関係等を踏まえつつ、年齢に応じた実施方法等について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	137-2	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	209)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等における児童の健康診断の実施頻度、内容の明確化等

提案団体

奈良県、滋賀県、京都市、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。」とする児童福祉施設の設備及び運営に関する基準や同様の内容が規定されている就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則について、より具体的な準じるべき内容・頻度を示すとともに、幼稚園児や小児(3～5歳児)と同様に実施することが困難な乳児期や低年齢の幼児期(0～2歳児)における視力検査や聴力検査等について、現場での実践に資する実施手順など、より具体的な健康診断の内容を示すよう求めるもの。
なお、その際は、母子保健法上の乳幼児健診との関係を踏まえて検討いただきたい。

具体的な支障事例

保育所等における児童の健康診断については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」や同様の内容が規定されている「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」等で、学校保健安全法及び同法施行規則に準じて年2回実施する旨が規定されているが、それ以外の明確な規定がない。
そのため、県内の保育所等から「尿検査や聴力検査、視力検査等について、0～2歳児は検査が実施困難である」「学校保健安全法施行規則に定める全ての検査項目を2回実施する必要があるか、根拠とあわせて示してほしい」といった声が寄せられており、対応に苦慮するケースがある。
特に0～2歳児は、そもそも実施困難な検査項目(視力検査、聴力検査、尿検査等)があるが、保育所等での健康診断の実施方法について具体的に示されたものはなく、「実施が難しい場合は省略可能」などの通知もない。
また、健康診断の実施状況は指導監査の項目となっているが、0～2歳児が全ての検査項目を実施していなかった場合、監査をする職員によって指導内容に差が生じており、保育所等から苦情が出ている。
年齢に応じた実施可能な健康診断の項目を定め、全国一定の基準によって指導監査を実施する必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内の保育所等から「尿検査や聴力検査、視力検査等について、0～2歳児は検査が実施困難である」「学校保健安全法施行規則に定める全ての検査項目を2回実施する必要があるか、根拠とあわせて示してほしい」といった声が寄せられている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公立園における適切な健康診断の実施及び私立園に対する適切な指導監査の実施に寄与する。また、適切な健康診断の実施を通じ、児童の健康福祉の増進が図られる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 12 条
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 27 条
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 17 条
学校保健安全法第 13 条
学校保健安全法施行規則第3条、第6条、第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、三郷市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、田原市、羽曳野市、広島市

○保育所等における児童の健康診断の内容については、「学校保健安全法及び同法施行規則に準じて年2回実施する旨が規定」されているが、それ以外の明確な規定がないため、当市では、健診項目等に関しては乳幼児の発達段階に配慮した形で柔軟に行われているのが実情である。また、指導監査についても、現場の混乱を避けるため、乳幼児の発達段階に配慮した形で全国一律の基準により行うことが望ましいと考えるため、提案に賛同する。

各府省からの第 1 次回答

保育所等の児童福祉施設や家庭的保育事業等における健康診断は、法令により施設長等が「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない」としているが、その円滑な実施を図る観点から、乳児及び低年齢の幼児の発達段階に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する実態調査を行い、その結果や乳幼児健診との関係も踏まえた対応に当たっての具体的な考え方を示すこととする。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育所等での児童の健康診断における、学校保健安全法等に準じて行わなければならないとされている検査項目（視力検査、聴力検査、尿検査）について、0～2歳児には同施行規則に準じた検査方法での実施が困難であるにも関わらず、基準上許容される具体的な検査方法の提示ができず、対応に苦慮している。児童の年齢に応じて有効な診断ができ、かつ、現場の負担や混乱が生じることのないよう、実施方法や実施手順など、より具体的に健康診断の内容を示していただきたい。
また、保育所等において年に2回健康診断を実施しなければならない理由を示していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、地方自治体の実態を調査し、母子保健法に基づく乳幼児健診や専門家の意見も踏まえて検討していく旨の発言があったが、早期に調査を行い、年度内の見直しに向けて、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第 2 次回答

保育所等の児童福祉施設や家庭的保育事業等における健康診断の円滑な実施を図る観点から、0～2歳児の年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する実態調査を、関係団体の協力を得ながら、令和6年度中に実施した上で、その結果や乳幼児健診との関係も踏まえ、各施設における健康診断として実施可能な具体的な考え方を、早期に示すこととする。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(5)】【文部科学省(4)】

児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

保育所等における健康診断については、0歳児から2歳児までの年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する調査研究の結果や乳幼児健康診査との関係等を踏まえつつ、年齢に応じた実施方法等について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	165	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	165)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

社会福祉施設等における木材利用実態調査の廃止等

提案団体

群馬県、山形県、川崎市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省、農林水産省

求める措置の具体的内容

こども家庭庁及び厚生労働省において毎年度実施している、「社会福祉施設等における木材利用実態調査」を廃止し、同調査による回答事項を、調査対象となっている関係国庫補助事業の実績報告において報告を求めるよう、見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

こども家庭庁及び厚生労働省による事務連絡「社会福祉施設等における木材利用実態調査の依頼について」により、当初は「自民党林政調査会等における資料とするため」、平成 29 年度以降は「今後の検討に用いるため」として、遅くとも平成 21 年度から、都道府県・指定都市・中核市（以下、都道府県等）あてに毎年度調査が依頼されている。

同調査は施設整備事業における用途別（構造材、造作材、外構材等）の木材・国産材の使用量や CLT の使用量を問うものであり、調査対象は、特定の国庫補助金・交付金により整備した施設に限られる。

【支障事例・制度改正の必要性】

これらの補助金・交付金事務とは別個に同調査が実施されていることで、都道府県等職員のほか、社会福祉法人等や施行業者に無用な負担が生じている。

なお、当県では、直近5か年で平均年 24.4 件を報告しており、1件当たりの回答に、①都道府県等職員等・②社会福祉法人等・③施行業者の3者で概ね3時間程度を要している。

【支障の解決策】

社会福祉施設等における木材利用状況を、特定の国庫補助金・交付金の実績報告により把握することで、現行の調査を廃止する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

竣工後すぐに実施される調査であれば、迅速かつそれほどの負担なく回答できるが、現行の調査が、竣工から 10～18 か月経過後に実施されており（令和5年度）、時宜を逃していることもあって回答者に負担が生じている。（社会福祉法人等、施工業者からの意見）

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

引き続き社会福祉施設等における木材利用状況を取得できる体制を維持しながら、事務連絡による調査を廃止することが可能である。

また、都道府県等職員、社会福祉法人等、施行業者の事務負担の軽減につながる。

根拠法令等

社会福祉施設等における木材利用実態調査の依頼について（各年度同名の事務連絡により調査実施。直近：令和6年1月11日）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、千葉県、相模原市、岐阜県、名古屋市、京都府、大阪府、豊中市、高知県、熊本市、特別区長会

○本調査は、補助事業者に照会の上、回答しているが、照会日から回答期限までの日数が短く（直近の調査では一週間程度）、県担当職員、補助事業者、施工業者の負担となっている。①具体的な支障事例にあるように、補助金ごとの実績報告時に把握することで、2度手間になることがなく、無用な事務負担の軽減に繋がる。
○本調査の時期は実績報告からタイムラグがあることから、法人・施工業者によっては資料の再確認に時間を要する可能性があり、なぜこのタイミングなのかと不信感を抱かれた例もある。実績報告の本調査項目を盛り込むことができれば、市、法人及び施工業者の確認作業を最小限に抑えられる。
○当市においても、関係各課への照会・調製等で時間を要していることもあり、国庫補助金・交付金の実績報告により把握することで本事務連絡による調査が廃止できるのであれば、それが望ましい。

各府省からの第1次回答

平成22年に制定された公共建築物等木材利用促進法では、国又は地方公共団体が整備する建築物に加え、民間事業者等が整備する学校や社会福祉施設などの高い公共性を有する施設についても、一体的に木材利用を促進することとしてきたところ。
このため、国の基本方針に基づく措置の実施状況の取りまとめに向けた国が整備する公共建築物における木材の利用状況等の調査にあわせて、国以外が整備する公共建築物での木材利用の状況を把握するための調査を行ってきたところ。
公共建築物における木材利用の促進に向けては、引き続き、社会福祉施設等における木材利用の状況を把握する必要があると考えているが、調査の方法や時期などについては、自治体や事業者の負担も考慮して実施する必要があると考えており、ご提案いただいた内容を参考に、関係省庁と連携しつつ対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」において社会福祉施設が木材の利用を促進すべき公共建築物の1つとされており、また、同方針に基づき社会福祉施設等における木材利用の状況を把握する必要性については承知しているところ。
本提案は、現在実施されている調査に替え、調査対象とされている補助金・交付金事業における実績報告に付随して同事業による木材の利用状況を報告することで、①厚生労働省及びこども家庭庁、②都道府県及び市町村、③実施主体（社会福祉法人等）及び施工業者の3者の事務負担が軽減されるよう改善を図るものである。このため、例えば、調査に当たり十分な回答期間を設けること等によっては現状の負担が解消されない点に留意いただき、同調査の廃止（統合）について、しっかりと検討されたい。
また、「検討してまいりたい」とのご回答をいただいたが、具体的な検討方法及び検討スケジュールの予定について、ご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

ご提案のように事業の実績報告と併せて木材利用の状況を報告いただく場合、実績報告書の提出に遅れが生じる可能性があること、自治体の負担の程度、調査の正確性が担保できるかなど、事務処理や調査自体に支障が生じることがないか、確認・整理する必要があると考えている。

その上で、事務の効率化を図るため、今後の調査方法については、提案の趣旨を踏まえながら関係省庁と連携しつつ、令和7年度調査からの対応を目標に検討してまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(14)】【厚生労働省(59)】【農林水産省(17)】

木材利用実態調査

社会福祉施設等における木材利用実態調査については、地方公共団体及び事業実施主体等の事務負担を軽減するため、令和7年度調査から、調査対象となっている各補助金等の実績報告と統合することも含めて検討し、地方公共団体に令和7年中に通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	172	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	172)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の経過措置期間の延長

提案団体

大阪市、京都府、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、指定都市市長会、関西広域連合

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」における経過措置期間を2年間から5年間に延長すること。

具体的な支障事例

虐待を受けた子ども等を保護する一時保護施設については、「児童養護施設の設備及び運営に関する基準」(昭和二十三年厚生省令第六十三号)を準用し運営等を行うとともに、平成 28 年の児童福祉法改正や「一時保護ガイドライン」(平成 30 年厚労省局長通知)を踏まえ、環境整備等に取り組んでいる。

当市でも個室化・ユニット化による生活環境の向上とともに入所定員の増員を図るため、令和8年度を目途に一時的保護施設を4か所体制とする施設整備と、これまでの配置基準に基づく計画的な職員確保や人材育成に取り組んできているところである。

このような状況の中、令和6年に新たに策定された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」(令和六年内閣府令第二十七号)では、一時保護施設におけるこどもの状況を踏まえ、一時保護施設の質を担保し、より手厚い児童支援に資するものとなっているが、ユニットごとの夜間職員の配置や児童 10 人につき1人以上の心理療法担当職員の配置が必要になるなど、これまでの基準に比べ、大幅な増員が必要となる。

職員の確保にあたっては、計画的な人材の確保と専門性の育成が必要となるが、経過措置の期間はわずか2年間となっており、短期間での急激な職員増は、職員の確保だけでなく、多くの新任職員を抱え、指導・管理体制も整わない中、人材育成が追いつかず、支援の質の低下を招きかねない。

支援の質を低下させることなく、定員を確保するためには、経過措置期間として5年程度は必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

一時保護施設に入所するこどもは虐待など様々な課題を抱えており、どのような支援・養護を行うか、どのように接するかなど、その対応にあたっては高度な専門性と経験が求められる。また、夜間は単に就寝している児童を見守るだけでなく、情緒が不安定な児童による器物の破壊や職員への暴力行為など問題行動が起りやすい時間帯でもあり、単に必要な職員数を確保するだけでなく、こども一人ひとりにあった支援が行えるよう人材育成していくことが重要である。

経過措置期間の延長により、地方の実情に応じて計画的に人材の確保や育成に取り組むことができ、各自治体で専門性をもった職員が一時保護施設に入所するこどもたちの個々の状況に応じきめ細かく支援することが期待できる。

根拠法令等

一時保護施設の設備及び運営に関する基準附則第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、滋賀県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県

○当県においても同様の状況であり、基準に基づき一時保護所に人員配置を行う場合、専門職員が不足することが見込まれる。また、児童虐待相談件数が増えたことにより、児童相談所の児童福祉司及び児童心理司を増やさざる得ない状況下において、一時保護所の人員の確保となると、質が担保できないものとなる。さらに、各配置すべき職員の具体的な業務内容が基準で明記されていない。

各府省からの第1次回答

本基準については、一時保護されるこども達が、保護者からの虐待等により心身が傷ついた状態にあることや、家庭からの急な分離等から不安や緊張が大変高い状態であることが多い中で、従来の一時保護施設に対する人員配置に係る基準が十分でなかったことを踏まえて制定したものである。

不安や緊張が大変高い状態にあるこども達に対し、適切なケアを確保していくために、早急に本基準に基づく体制が全国的に図られるべきものである。

こうした一時保護施設の職員配置の引き上げについては、令和3年12月に社会保障審議会（児童部会社会的養育専門委員会）において「一時保護は子どもにとって不安の強い状態であり、より手厚い対応が必要」「新たに独自の設備・運営基準を策定する」等と方向性が報告書案として示され、令和4年6月に改正児童福祉法が成立・公布されるとともに、令和4年8月には全国の自治体に対し改正内容の説明会を行い、さらに令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において実施された「一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究」において、ご指摘のユニットごとの夜間職員の配置や児童10人につき1人以上の心理療法担当職員の配置も含めた一時保護所の具体的な設備・運営基準（案）が示され、さらに、令和5年9月にはこの基準（案）について、経過措置も含め、全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において説明も行うなど、自治体が十分かつ円滑に準備ができるよう、周知等に取り組んできたところ。このように、できる限り速やかに一時保護施設のこども達の環境改善を図るべく、令和3年度以降、継続的に全国の自治体に対して情報提供・注意喚起を行ってきた。

その上でなお、職員の確保が困難であること等の自治体の事情を鑑み、一時保護施設の設備及び運営に関する基準に定める規定により難しい場合、令和8年3月31日までの間、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条又は第46条の規定を準用する旨の経過措置を設けたところ。

なお、本経過措置については、上記のとおり、施行日（令和6年4月）以前である令和3年度より継続的に全国の自治体に対して情報提供・注意喚起を行ってきたことに加え、児童福祉施設等の人員基準を引き上げる際の経過措置の多くが2年以内で設定されていることも踏まえて設定している。

ご提案のように、経過措置を2年から5年に延ばすこととなれば、虐待等で傷ついたり、不安や緊張が大変高い状態にあるこどものケアを十分に実施できる体制が構築されない期間が長引くこととなり、こどもに対して適切な支援を実施していく観点から適切ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本基準は一時保護施設の特性を踏まえ、新たに独自の基準を策定したものであり、当市としても本基準に基づく体制が早期に実現できるよう取り組む所存。

一方で当市では、虐待相談件数の増加等により一時保護施設の定員超過が常態化し、定員拡充や、国の一時保護ガイドラインを踏まえ個室化やユニット化など環境改善のため施設整備に取り組んでいる。また保護児童への対応には職員の高度な専門性と経験が求められるため、計画的に増員を図り人材育成をしながら支援の質の確保に努めている。

定員拡充や環境改善に取り組む中、本基準が策定され、更に職員の大幅な増員が必要となったが、一時保護施設の職員の要件は「できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」とされており、2年間で職員を確保する場合、多くは新任職員となり、本基準が求める人材確保が困難なうえ育成が追い付かず、結果として支援の質の低下が危惧される。職員の配置数を優先するがあまり、支援の質を低下させてはならない

と考える。

経過措置期間を5年に延ばすことは、全自治体において本基準に基づく体制整備に時間を要するとの趣旨ではなく、一時保護施設の定員や職員体制、整備状況等は各自治体で異なることから、支援の質を確保し手厚い支援を行うために、地方の実情に応じて計画的に人材確保や育成に取り組めるよう延長を求めているものである。当市の場合、一時保護施設を4か所に増設するための定員拡充とともに、他の自治体に先駆けて全ての一時保護施設でユニット化するよう環境改善に取り組む中、さらなる職員配置が求められ対応に苦慮している。なお、令和3年度より継続的に情報提供等を行ってきたとのことであるが、令和3年の社会保障審議会、令和4年6月の児童福祉法改正、同年8月の自治体向け説明会で示されたのは「一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る」ことであり、具体的基準は示されていない。また令和4年度一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究として、令和5年3月に委託事業者が作成した報告書の中で基準案は示されたが、国が示す正式な基準案でなく、経過措置期間の記載はない。さらに全国児童相談所長会として令和5年8月に「施行にあたっては現場が混乱することなく計画的に対応できるよう十分な経過措置期間をとる」よう国に対し要請を行っていたが、令和5年9月の説明会で経過措置期間は2年間と示されたものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

現実問題として2年間の経過措置期間では対応できない地方自治体が出てきており、経過措置期間の延長を行うべきではないか。

地域によって一時保護施設の入所率や施設整備状況などの事情が異なることから、個別の実情を踏まえて合理的な経過措置期間を設定すべきではないか。

人材確保が困難であることに加え、短期間に職員を増員した場合に、専門性の高さゆえに人材育成が追いつかず、経験不足による支援の質の低下やトラブルにつながりかねないのではないかな。

各府省からの第2次回答

一時保護施設は、虐待等で身体的、精神的に傷つき、特に不安や緊張が大変高い状態にあるこどもたちがその安全が確保されるまでの間、短期的に入所する場所であり、こども一人一人の状況に応じた心理的ケアも含め、安心して生活できる環境を早急に整備していくことが必要である。その一方で、職員の確保が困難であること等の自治体の事情との兼ね合いも踏まえ、経過措置期間を2年と設定したところ。なお、この2年という期間は、過去の児童福祉施設等の人員基準を引き上げる際の経過措置に照らしても決して短くない期間である。経過措置期間を5年に延長することとなれば、全国で十分かつ適切なケアが提供されないこどもをさらに多く生じさせてしまうことに加え、一時保護施設を設置している自治体の中には、2年間の経過措置期間内で基準を満たすべく、人員配置等を要求し、採用活動を行うなど一時保護施設の環境整備のために尽力されている自治体も一定数存在している中で、経過措置を一律で延長することは、こうした自治体の早急な体制整備に向けた努力を抑制することにつながりかねず、極めて慎重な検討が必要である。

一方で、一時保護施設の環境改善に前向きに取り組んではいるものの、基準を満たす人員を確保することに苦慮されていたり、人材育成に時間を要したりなど自治体における厳しい実情は承知しており、提案自治体等との個別ヒアリング等を踏まえつつ、こどもの安全・安心と最善の利益のために、どのような対応が可能か検討してまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁】

(1)児童福祉法(昭22法164)

(iii)一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令6内閣府令27)のうち、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制に関する経過措置期間(同令附則3条)については、府令を改正し、一時保護施設の職員の確保

につき、創意と工夫を行ってもなお、当該基準を満たすことが著しく困難であるなど一定の要件を満たした場合に、条例で施行の日から起算して最長5年に延長することを可能とした。

[措置済み(一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する府令(令和6年内閣府令第 107号))]

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	173	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	173)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」によって定められている地域型保育事業所の認可要件のうち、「代替保育」は、一定の条件を満たせば、地域型保育事業所同士の連携が認められている。一方で、「保育内容支援」については地域型保育事業所同士の連携が認められていない。そこで、地域型保育事業所の連携施設の確保を進めるため、「保育内容支援」についても地域型保育事業所同士の連携を認めるよう、認可要件を緩和すること。

具体的な支障事例

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)では、地域型保育事業については、小規模かつ2歳までの保育であることから、「1 保育内容支援」、「2 代替保育」、「3 卒園児の受け皿の確保」の3要件で合意した連携施設の確保を必要としているが、令和6年度末までは連携施設がなくても認可できる経過措置がある。当市では、地域型保育事業者に対して、経過措置期間内に連携施設を確保することを求めているが、なかなか連携施設の確保は進んでいない。平成28年から、連携先となる施設へのインセンティブとして「連携施設支援事業補助金」を創設し、連携施設を確保できていない地域型保育事業所に対して、個別に連携先の候補となる保育所等とのマッチングを行っているものの、令和6年4月時点では、3項目の完全合意をしている事業所は約6割程度にとどまっている。

制度開始後約10年を経過した現時点では、新たに連携先になる保育所・認定こども園等が少なくなっているため、これ以上連携が進むことは期待できない。このような現状を踏まえると、地域型保育事業所の自助努力やこれまでの当市の取組だけで、経過措置期間内に、更には仮に経過措置期間が延長された場合においても全事業所が連携施設を確保することは困難である。

しかしながら、小規模保育の地域型保育事業所の入所児童に集団保育を経験する機会を確保するとともに、緊急時にも保育を実施するための保育士を担保することは必要である。

現在、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」において、一定の条件(「①保育所、認定こども園、幼稚園による連携が著しく困難であること」「②代替保育の実施によって本来の事業の実施に支障が生じないこと」「③代替保育を実施した場合の役割分担及び責任の所在が明確であることを要件とする。))を満たせば、「代替保育」については、地域型保育事業所同士の連携が認められている。一方で、「保育内容支援」については、地域型保育事業所同士の連携が認められていない。

そこで、地域型保育事業所の連携施設の確保を進めるため、「保育内容支援」についても地域型保育事業所同士の連携を認めるよう、認可要件を緩和して欲しい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

「保育内容支援」について連携施設を確保できていない複数の地域型保育事業所から、自助努力では連携施設

を確保することができないため、地域型保育事業所同士の連携でも、認可要件を充たしたという扱いにしてほしいという意見が寄せられた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育内容支援についても事業所同士の連携を認められた場合、これまで、代替保育だけで連携していた事業所同士が、保育内容支援も連携することで、日常的に相互で保育支援を行い、不測の事態での応援派遣をスムーズに実施することが可能になる。

例えば、複数の事業所が運動会や誕生日会等のイベントを共催することで、2歳児等の集団保育の機会を確保し、保育に関する情報を共有できるようになるとともに、異なる事業所の保育士間で相談しやすい環境ができる。

更には、従来の代替保育だけでは連携が叶わなかった未連携施設への理解・連携促進につながり、児童と保育士の双方にとって、より安心・安全な保育の実現に資する。

また、認可要件の緩和により、今後新たな地域型保育事業所の設置が行いやすくなる。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、さいたま市、上尾市、新潟市、浜松市、神戸市、広島市、熊本市

○当市においても、行政区によりばらつきがあるものの、特に引き続き保育需要が伸びている地域において、連携を設定することが難しい状況となっている。

○特に家庭的保育事業者において保育所・認定こども園との連携はハードルが高いという側面がある。

○当市においては連携施設を確保できなかった事例無しではあるものの、連携施設の解除の相談を受けることがある。しかし、新しい連携施設の確保が困難であることが原因で連携の解消が困難になっている実情がある。よって、新規の連携施設の確保の選択肢が広がる本提案に賛成する。

各府省からの第1次回答

原則として、満3歳未満児を対象とし、利用定員が19人以下である家庭的保育事業等では、保育のグループ単位が小さくなりがちなことから、集団保育の必要性が特に生じてくる2歳児について、定期的な合同保育の場により集団保育の機会を確保することや、3歳児からの円滑な集団保育につなげること等を目的として、「保育内容支援」を連携施設の要件の1つとしている。

この観点において連携施設の要件のうち、「保育内容支援」と、「代替保育」とでは意義を異にしており、連携施設の要件のうち、「保育内容支援」を「代替保育」と同様に緩和することは不適切である。

他方で、連携施設に関して、自治体によっては確保に苦慮していることは承知しており、今後、連携施設確保に関する自治体や現場の現状を調査し、その結果も踏まえながら、連携施設の確保に関する経過措置期間の延長について検討していきたいと考えており、その際、連携施設の要件の在り方も含めた連携施設確保のための検討を行ってまいらる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

1歳以上3歳未満の子どもが、周囲の身近な人への関心が高まると、年長児や保育士等の仕草や行動の真似をすることがあり、他の年齢の子どもの存在を感じ、互いに関わりを楽しめるようにすることの重要性は十分に理解している。今回の提案により、「保育内容支援」においても地域型保育事業所同士の連携が認められることによって、より多様な児童と定期的に触れあうことが可能になり、成長する機会が担保される。また、地域型保育事業所同士のネットワーク作りが促進され、保育ノウハウの共有や相談が行いやすくなる。さらに、同じ地域型保育事業所同士で、代替保育に加えて、保育内容支援の連携をすることが可能となれば、連携先の地域型保育事業所の保育士や児童が馴染みとなり、不測の事態において代替保育を行う場合にも、保育従事者や児童、その保護者が安心感を得て、保育を実施することが可能になる。加えて、代替保育の連携が促進されること

が期待でき、地域型保育事業所におけるより安全・安心な保育の実現につながるため、改めて今回の提案を踏まえて、連携施設の要件の在り方を検討していただきたい。また、地域型保育事業所が連携施設を確保できず、対応に苦慮している自治体の現状を踏まえ、経過措置期間の延長を検討し、早急に結論を示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【仙台市】

「保育内容の支援」については、内容が集団保育のみではなく、相談・助言、園庭開放、給食、健康診断も含まれていることから、それらに係る「保育内容の支援」においては、地域型保育事業者同士の連携を可とする緩和を検討いただきたい。

「卒園後の受け皿」について、当市の保育需要が高い地域においては連携を設定することが難しい状況となっていることから、連携施設の確保に関する経過措置期間の延長を検討いただき、迅速なご回答をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

これまで10年間の経過措置が講じられてきたところであるが、現在も連携施設の確保に苦慮している状況を踏まえると、地域の実情に応じた連携施設の要件に見直すべきではないか。

経過措置の期限は令和6年度末に迫っており、事業者にとって事業運営の見通しを立てる上で喫緊の問題であるため、早期に延長の方針を示していただきたい。

第1次ヒアリングにおいて、経過措置期間の延長に当たって要件を付すことを検討している旨の説明があったが、連携施設の確保が困難な状況を踏まえると、新たな要件を付すべきではないのではないか。

各府省からの第2次回答

連携施設の在り方を検討するにあたっては、連携施設の確保に苦慮している施設や自治体がそのような状況に陥っている原因等を把握することが必要である。現在、単に確保率の把握のみでなく自治体や施設ごとの課題も含めた調査を行っているところであり、その結果も踏まえ、経過措置の延長も含めた必要な対応について検討を行い、年内に結論を得る。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁】

（1）児童福祉法（昭22法164）

（ⅴ）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令61）のうち、連携施設（同令6条1項）については、省令を改正し、令和6年度末までに以下の措置を講ずる。

・連携施設を確保しないことができる経過措置（同令附則3条）の期間については、令和12年3月31日まで延長する。

・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援（同令6条1項1号）については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする。

・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育（同項2号）については、市町村長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とする。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	190	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	190)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項における市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間(5年)を市町村の実情に合わせて柔軟に設定できるよう見直していただきたい。

具体的な支障事例

当市では、令和6年度にこども計画の策定を予定しているが、こども施策の総合的な推進、市民にとってのわかりやすさの向上、計画策定の事務効率化のため、市町村子ども・子育て支援事業計画を含む個別関連計画と一体的に策定する方針である。

一方で、こども計画は、令和6年度から8年間で1期(4年で中間見直し)としてスタートする当市総合計画とも整合を図る必要があるが、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項において、市町村子ども・子育て支援事業計画は5年を1期として定めるものとされており、総合計画と計画期間にズレが生じてしまうことで、市民にとってわかりにくい計画となる恐れがある。

また、当市に限らず、市町村ごとに適切な計画期間は様々であり、効率的・効果的な計画行政を推進する観点から提案するもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間を市町村の実情に合わせて設定できるように法改正を行うことで、より実態に即した計画を策定できるだけでなく、当市のマスタープランである総合計画とこども計画の計画期間が一致し、市民にとって分かりやすく、市政の方向性においても矛盾が生じなくなる。

また、各計画の進捗管理等においても効率化が期待できる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和6年内閣府告示第 20 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、横須賀市、小牧市、高松市、久留米市

○当市においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間と市の最上位計画である総合計画の計画期間が異なっている状況である。

市で策定する計画は計画期間も含めて一体的に策定することにより、市民にとって分かりやすいものとなり、各計画の進捗管理の効率化ができるとともに、効果的な計画行政の推進が期待できる。

各府省からの第1次回答

【計画期間を5年とする理由、統一的な計画期間とする理由】

・統一的な策定期間とすることで、国としては、全国の子育て支援事業のニーズや供給量を把握し、施策検討の材料とするとともに、必要な予算要求等を行っており、また、都道府県としては、管内市町村におけるニーズや供給量を都道府県計画にも盛り込み、市町村へ助言等を行っていることから、計画期間を自治体ごとにするのは困難です。

・市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）については、足元の各地域における人口動態や社会経済情勢を踏まえつつ、給付や事業のニーズを正確に把握し、そのニーズに沿ったサービス供給を実現するため、5年を一期とする計画を策定することとしているところです。

・こうした中で、例えば、各自治体の裁量において、7年を一期とする策定等を可能とした場合、直近のニーズと供給に乖離が生じるなど、この計画策定の趣旨を全うできない可能性があることから困難です。

【他の計画との効率的な策定について】

・他方、市町村計画を、市町村が作成する他の計画と一体的に策定することは可能であり、その旨は既に「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.1）」について（送付）」（令和6年3月11日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡。以下「第3期手引き」という。）において各地方公共団体へ周知しています。

・各自治体においては、様々な期間設定の他の計画を策定していただいていると承知していますが、第3期手引き等を踏まえ、効率的な計画策定のための工夫が可能と考えており（※）、各自治体におかれては、引き続き、地域の実情を踏まえつつ計画策定を進めていただきたいと考えています。

※こども基本法に基づく市町村子ども計画の策定期間を市町村計画の期間とあわせる等の検討をしている市町村があると承知。また、総合計画の計画期間が市町村計画より長い場合は、市町村計画が総合計画の計画期間内に包含されるため、総合計画内に第3期の市町村計画期間と第4期の市町村計画期間があることをわかりやすく記載する等の工夫なども考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国及び都道府県が、市町村の教育保育給付及び地域子ども・子育て支援事業のニーズや供給量を把握し、施策検討や助言等に活用することは大変重要であるとする。

一方で、市町村単位でみた場合に、関連計画の一体的推進や効率的な進捗管理、住民への分かりやすさ等を考慮すると、同一自治体内の関連計画期間は可能な限り統一することが望ましく、また、仮に市町村計画期間を7年とした場合でも、現行と同様に実績との乖離が大きい場合には、必要に応じて中間見直しを行うことで、計画の趣旨にそった施策の実施は可能であると考えられる。

については、市町村におけるニーズや供給量について、計画期間に関わらず、国や都道府県が把握し、活用されるような仕組みをご検討の上、市町村計画の計画期間は市町村の実情に合わせて設定できるようにしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村単位でみた場合に、関連計画の一体的推進や効率的な進捗管理、住民への分かりやすさ等を考慮すると、同一自治体内の関連計画期間は可能な限り統一することが望ましいという意見が寄せられている。

各府省からの第2次回答

都道府県においては、管内市町村におけるニーズや供給量を単に把握するのみならず、市町村へ助言等も行っているところ、市町村ごとに計画期間を異にしてしまうと市町村の計画策定への助言等に支障が生じると考えられます。

また、国においても、新たな施策の実施や手引きの改訂の検討に当たっては、計画期間も踏まえて実施や改訂の時期等を検討するなどしており、仮に計画期間が市町村によって異なることになれば、例えば、市町村の計画策定間際に新たな事業が始まることでかえって市町村の事務負担が増加すること等も考えられます。

各自治体において、他の様々な(計画期間の異なる)計画を策定いただいていると承知しているところ、第3期手引きも踏まえ、効率的な計画策定のための工夫を講じていただくことが可能と考えておりますが、第3期手引きを改訂する際等には、自治体の事務円滑化のため、総合計画等の計画期間の異なる他計画との一体的策定に係る工夫の具体的な例をお示しすることを検討いたします。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁】

(12)子ども・子育て支援法(平24法65)

(ii)市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)については、計画期間が異なる他の計画と一体のものとして策定する際の具体的な工夫事例を、市町村(特別区を含む。)に通知した。

[措置済み(令和6年10月10日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡)]

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	192	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	192)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

障害児通所支援事業所従業員の人員基準の見直し

提案団体

鳥取県、滋賀県、大阪府、和歌山県、全国知事会、中国地方知事会、将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

障害児通所支援事業所の利用定員数を標準未満とする場合に限り、従業員の人員基準を「標準」又は「参酌すべき基準」へと見直すこと

具体的な支障事例

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)により、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の人員基準として、障がい児の数が10人までの場合、児童指導員又は保育士を2人以上配置(うち1人以上は常勤)すること、児童発達支援管理責任者を1人以上配置(1人以上は専任かつ常勤)することが規定されている。

当県(全19市町村)の障害児福祉計画の令和6年度サービス見込量によると、児童発達支援は12市町村が10名未満(うち8市町村が5名未満)、放課後等デイサービスは5市町村が10名未満(かつ5名未満)である。

一方、利用定員が、国が標準として定める10名に満たない事業所も、現行基準どおりの人員配置を求められ、事業運営が困難な状況にあることから、当県内の市町村のうち約半数に児童発達支援事業所が、約3分の1に放課後等デイサービス事業所が1か所もなく、障がい児が身近な地域で通所支援を受けられていない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

○放課後等デイサービスのない地域の児童の多くは、車で数十分かかる近隣市にある事業所を利用しているが、放課後の多くを移動時間として過ごしており、本来受けるべきサービスを十分に受けることができていない。

○福祉人材の不足によって、事業継続に以下の影響が出ている。

東部圏域：人材不足に関する相談が月1、2回程度あり、令和5年度に2事業所が人材不足により廃業した。

中部圏域：有資格者の人材不足に関する相談があり、令和4年度に1事業所が人材不足により廃業した。

西部圏域：児童発達支援管理責任者の確保困難により、令和5年度に廃止事業所が1か所、休止事業所が1か所あった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「標準」又は「参酌すべき基準」に見直すことにより、例えば、障がい児の実数が少なく利用定員が5人に満たないような小規模な事業所について、従業員の常勤規制を緩和する(児童が利用する時間帯のみ必置とする)等の地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる。

これにより、特に担い手不足の中山間地域等にあって限られた児童福祉人材の有効活用が図られるとともに、障がい児に必要なサービスを身近な地域で提供可能な体制の整備(事業所の進出、定着)に資することができる。

根拠法令等

児童福祉法第 21 条の 5 の 19 第 3 項

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、長野県、高知県

○当県では、小規模町村が多く、山間部等で利用児童が1名となる事業所も存在する中、直接支援員の2名配置が負担となり、放課後等デイサービスの開設が進まない地域がある。その結果、身近な地域での開設が進まず、片道1時間以上を要して他地域へ通う事例もあり、事業者・利用者の双方にとって負担となっている。

各府省からの第 1 次回答

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所基準」)に規定する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に係る従業者及びその員数についての基準は、障害児に提供されるサービスの質を確保する観点や、障害児の安全管理を担保する観点等を踏まえて、都道府県等が条例によって事業所の指定基準を定める際に「従うべき」基準としているところであり、当該基準を「標準とすべき基準」や「参酌すべき基準」とすることは適切ではないと考えている。

また、指定通所基準においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)に規定する指定生活介護事業所や指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス基準」という。)に規定する指定通所介護事業所等がそれぞれ指定障害福祉サービス基準や指定居宅サービス基準を満たす場合(※)には、指定通所基準の人員基準に関わらず、これらの事業所が共生型事業所として児童発達支援等を提供することが可能となっており、地域の実情に合わせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能となっているところである。

引き続き、障害児に必要なサービスを身近な地域で提供できるよう、体制の整備を支援してまいりたい。

(※)指定障害福祉サービス基準により求められる従業者の員数が、児童発達支援を利用する障害児と生活介護を利用する障害者の利用者を合計した人数に対応した員数であれば、共生型児童発達支援事業所として必要な員数を満たす 等

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

利用児童の安全確保は最優先で考慮されるべき事項ですが、現在の従うべき基準は、利用児童が 10 人までの事業所で児童指導員又は保育士等が2人以上となっており、中山間地域などの利用児童が 10 人にも満たない小規模の事業所にとっては、厳しい基準となっています。

そのため、人員基準を「標準」又は「参酌すべき基準」としていただくことによって、利用児童が少なく、かつ児童発達支援管理責任者をも含めた人員体制で安全にサービス提供が可能な事業所においては実情に応じた人員配置を行い、障がい児に身近な地域でサービスが提供される体制を整えたいと考えています。

なお、サービス実施水準の維持向上は、集団指導及び実地指導を確実に実施することによって図りたいと考えています。

共生型サービスは、中山間地域などの地域の実情に応じたサービス提供体制の整備や人材確保も目的の一つであり、介護保険法による通所介護事業所や障害者総合支援法による生活介護事業所において、児童発達支援や放課後等デイサービスを提供するものですが、当県の通所介護事業所及び生活介護事業所 388 か所のうち、共生型事業所の指定を受けている事業所は、わずか7か所であり、特に中山間地域では3か所のみとなっています。

また、通所介護事業所や生活介護事業所においても、十分な従業員の配置が難しく、共生型事業所として児童発達支援事業等を実施できるほどの余力がある事業所は少ない状況であり、さらには、人員不足を事由とした事業所の廃止も見受けられています。

以上から、通所介護事業所や生活介護事業所が、共生型事業所として障害児通所支援を行うことは、難しいと考えています。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「従うべき基準」に該当すると考える。

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、原則として参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねるよう、提案の確実な実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

全国一律の基準では、サービスの質や安全管理以前に、中山間地域等において必要なサービスを受けられない空白地帯が生まれており、法律の趣旨が損なわれている現状があり、「こどもまんなか実行計画 2024」においても、地域の支援体制の整備を促進するとされていることから、都市部だけでなく中山間地域等においても着実に障害児支援の提供が図られるよう、柔軟に人員基準を見直すべきではないか。

共生型事業所の活用について示されているが、障害児通所支援事業と介護保険事業ではサービスの内容や必要な人材が大きく異なり、共生型事業所としてその両方を実施することができる事業所は極めて少ないため、支障の解決に繋がるものではなく、代案になり得ない。

従業者の常勤要件を緩和することや、児童発達支援管理責任者が児童指導員又は保育士の業務を兼任することを認め、かつ当該責任者を児童指導員又は保育士の員数に含めることを可能とするなど、基準の見直しをするべきではないか。

第1次ヒアリングにおいて、次回（令和9年度）の障害福祉サービス等報酬改定時に検討する旨の説明があったが、本件は喫緊の課題であることから、先送りすることなく、今年度中に解決策をお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

内閣府令で定める従業者の人員基準を「標準とすべき基準」や「参酌すべき基準」とすることは、障害児に提供されるサービスの質を確保する観点や、障害児の安全管理を担保する観点から困難である。

一方で、中山間地域等において障害児支援の提供が進むよう、実態把握も踏まえながら、人員、運営等に関する規制の在り方について検討を進める。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁】

(1) 児童福祉法(昭22法164)

(viii) 障害児通所支援(6条の2の2第1項)については、中山間地域等における提供体制の確保に資するよう、以下のとおりとする。

・指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)及び指定放課後等デイサービス事業所における従たる事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平24厚生労働省令15)8条及び67条)については、地方公共団体や事業者の意見を聴いた上で、設置に係る要件を緩和する方向で検討し、令和7年度中に必要な措置を講ずる。

・指定障害児通所支援事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数等(21条の5の19第3項)については、中山間地域等における実態把握及び地方公共団体や事業者の意見を踏まえ、その在り方について検討し、令和8年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	205	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	205)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

以下の2点について、補助金等に係る法定受託事務の見直しを求める。

- ①「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づき、国の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。
- ②「会計法」第48条第1項に基づき、国の歳入等に関する事務を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について】

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づく県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務については、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まれば、国において直接実施が可能であり、また、補正指示や質疑対応を含めて、外部委託なども含めて必要な執行体制を国において構築することが、安定的かつ即時的な事務の実施に必要不可欠と考える。

また、市町村等の事業執行に当たり、都道府県を介して命令や質疑応答を行うことは効率性及び即時性に欠ける。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などのように緊急対応を要する事業については、国民の生命身体を守る上で必要不可欠な事務であるにもかかわらず、安定的な実施体制を確保できないというリスクが常に生じていることから、「円滑な執行の確保」が図られるよう、一義的には国の責任において対応すべきである。

当県では、平成の大合併により86市町村から23市町に削減している。このように市町村の数も減少していることから、都道府県へ事務を分散させずとも、国において直接実施が可能と考える。

【②会計法について】

会計法に基づく事務は、①に付随する事務であり、併せて国において直接実施すべきと考える。

なお、官庁会計システム(ADAMS)により、補助金等業務に関係して都道府県が実施している事務は、現地において実施することそのものに意味のあるものではないため、同様に国において実施すべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国と市町村等との間で、都道府県を介することなく実施することで事務の効率化が図られる。

いわゆる補助金等の交付事務に関連して、国から都道府県に対して市町村等への調査や取りまとめなどを行うこととなっているが、国において直接実施されることにより、これまで都道府県職員が当該事務に充てていた時間が削減される。(時間外勤務の縮減につながる。)

これにより、本来都道府県が強化すべき、政策的な事業・業務に人役を充てることができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 17 条、会計法第 48 条第 1 項、予算決算及び会計令第 140 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、大田原市、山梨県、大阪府、福岡県、熊本市

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、支払事務や繰越事務等の業務が膨大であるだけでなく、国からの極端に短い期限の照会への対応などにより、交付金以外の業務への対応が困難な状況が続いている。

特に年度末や年度初めに至っては、担当者が異動になることもあり、交付金以外の事務について対応ができない状況となっている。

各府省からの第 1 次回答

補助金等の交付事務の一部を都道府県が行うこととする場合、当該都道府県知事の同意を求めなければならないこととされており、国の一方的判断で都道府県に処理させることを認めることを許しているものではない。(会計法に係る規定についても同様)

このため、本提案の内容については、既に補助金等適正化法令及び会計法令上措置されており、制度の見直しは要しないものとする。

また、現在、250 を超える事業について法定受託事務が定められているが、仮に全ての事業について都道府県への法定受託を行わない場合、各府省に相当の追加人員を手当する必要があるが、各事業の実施に当たっては、その目的・対象・事務手続き等を総合的に勘案して、より効果的・効率的な手法を選択することが望ましいため、市町村等向けの交付事務について一律に法定受託を禁止することは適切ではないと考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

今後、補助金適正化法等に基づき法定受託事務の同意依頼があった場合には、今回の「関係府省からの第 1 次回答」の内容を踏まえ、同意の可否を検討していきたい。

なお、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まえれば、国において直接実施が可能と考えるため、積極的な検討を求めたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

当該提案に係る事務について都道府県を経由する必要があるか、現場の実情を踏まえ、各補助金等について個別に検討が必要な事項である。

各府省からの第 2 次回答

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 26 条第 2 項は「できる規定」であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定から、事務委任に当たっての都道府県知事の同意については、国の一方的判断で決まって

いるものではない旨、法令に明記されていることから、制度の見直しは要しないものとする。なお、各府省庁に対し、上記法令の趣旨について通知等による周知を検討する。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【財務省】

（3）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭30法179）

都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部（26条2項）については、その趣旨を踏まえ、適切に都道府県知事の同意（施行令17条2項及び3項）を得る必要があることを、関係府省庁に令和6年度中に改めて通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	219	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	219)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し

提案団体

長野県、山形県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害福祉分野の自立支援給付費等に関して、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要性が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず、事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】
都道府県等(都道府県、政令指定都市又は中核市をいう。以下同じ。)は、事業者の指定を行い、市町村は、障害福祉サービス等を提供した指定事業者に対して、自立支援給付費等(財源:国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)を支払っている。
指定事業者が不正を行った場合、都道府県等が行政処分や勧告を行い、市町村は、その処分等を受けて、自立支援給付費等に係る返還金の徴収(不正利得の徴収)を行うこととなっている。
市町村が不正利得として返還を求めた額は、法に基づく費用とはいえないことから、市町村は、負担金の実績報告書を訂正するとともに、国庫負担金が過大に交付されている場合には、事業者からの返還の有無を問わず、過大交付額を一般財源により返還することとなっている。

【支障事例】
当県は、令和5年 12 月に、不正の手段により指定を受けたとして、指定障害児通所支援事業者に対して、指定取消処分を行うとともに、当該事業者に障害児通所給付費を支払っていた市町村に対して、給付費の返還を求めるよう依頼した。
当該事業者は資力に乏しく、徴収困難となる公算が高いことから、市町村によっては1億円弱の国庫返還が見込まれる。

【制度改正の必要性】
全国的に、障害福祉サービス等を提供する事業者は営利法人を中心に増加しているが、一方で、不正が確認された場合には厳正な対応を行うことが求められていることに応える形で、都道府県等による障害福祉サービス等事業者に対する行政処分の件数も増加している。
自立支援給付費等の支給に関して、市町村は関係法令等に基づき適切な事務執行の責務を果たしているにもかかわらず、徴収困難となった返還金に係る国庫負担分についても、市町村だけにその責任を負わせることは、酷である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定権者である都道府県等にあつては、不正を行った事業者に対し、市町村による国庫負担金の肩代わり返還のおそれを心配することなく、厳正な措置を講じることができる。
市町村にあつては、都道府県等による事業者に対する行政処分や勧告に起因して突如発生する国庫負担金の肩代わり返還により、地方自治の根幹をなす重要な一般財源を失うことなく、市町村自らの判断と責任による自主的・自立的な行政運営により、増大する役割に責任をもつて的確に対応し、地域で必要とされるサービスの充実を図ることができる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条、第29条、第49条、第50条、第92条、第95条
指定障害福祉サービス事業者等監査指針4(5)
障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱
児童福祉法第21条の5の3、第21条の5の7、第21条の5の23、第21条の5の24、第51条、第53条、第57条の2
指定障害児通所支援等事業者等監査指針4(5)
障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、仙台市、さいたま市、富山県、京都府、豊中市、高槻市、茨木市、寝屋川市、西宮市、高知県、久留米市、熊本市、沖縄県、特別区長会

○不当利得により県から事業者に対して過誤調整により是正するよう指導があつたが、事業者がこれを不服として返還を拒んでいる。しかし、県は市に対し、負担金の実績報告書を訂正するとともに、国庫負担金が過大に交付されているとして、事業者からの返還の有無を問わず、過大交付額の返還を求めたため、市は過大交付額の返還を行っている。市は事業者に対し返還交渉を続けているが、一般財源を失うおそれがあり、財政に与える負担が大きい。

○介護給付費等返還金については、一括返還が困難等の事業者からの申し立てにより長期間の分割納付・過誤調整で対応することとなるが、返還の長期化により運営状況が変化し、返還が滞る事例が複数発生し、その回収事務だけでも現場に多大な負担を強いている。また、他自治体の行政処分に伴う返還金については、援護自治体として通常の業務では知り得ない事由での行政処分もあるほか、返還対象法人を閉鎖して別法人として事業継続を企てる等の悪質な事例等、各地方自治体単体では如何ともしがたい事由があるにも関わらず、その国庫負担金を地方自治体が肩代わりせざるを得ない現行制度には問題がある。求められる厳正な措置に起因する返還金について、地方自治体に国庫負担金の肩代わりという一方的な負担を強いることは不適切であり、各地方自治体の実情に応じて提供・充実させる障害福祉に係るサービス提供の財源としての一般財源を圧迫するものである。

○不正等を行った事業者が自立支援給付費や障がい児通所給付費等の返還に応じない場合、国庫負担分を市町村が負担するのはおかしいと考える。

○当県においても、令和4年2月に不正行為を行った指定事業者に対して指定取消の処分を行い自立支援給付費等の返還を求めた事例がある。関係市町村が返還金を徴収しようとしたものの、当該事業者が破産し、徴収困難となった返還金のうち国庫負担分について関係市町村が肩代わり負担を求められることとなった。このように過剰な負担を強いることにより、市町村による審査や措置に支障を来し、ひいては利用者の不利益につながるおそれがある。このため、やむを得ない事情がある等の場合には、市町村による国庫負担分の返還の全部又は一部を免除する取扱いとすることが望ましいと考える。

○指導検査で不正請求等を指摘した事業所が、監査期間中に廃止届を提出したり、会社自体が破産するなどして、返還請求しても回収が見込めない債権となることがある。そうした場合でも、市町村は責務として返還を求めるが、回収できない場合でも国庫の2分の1と都道府県の4分の1をそれぞれに返納しなければならない。

回収できた額の国・都道府県分を返納し、不正利得の未回収分に関する債務を、市町村のみではなく、負担割合に応じた共同債務としてほしい。

各府省からの第1次回答

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく自立支援給付費等については、市町村の支弁とされ、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところ、当該国庫負担金が過大に交付されている場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第1項又は第2項に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならないとされており、それに応じて、市町村は過大交付額を国に返還いただく必要があります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、自立支援給付費等の返還の法令根拠の説明を求めるものではなく、その制度の仕組みにより市町村に過大な負担が生じているため見直しを求めるものである。事業者から不正受給の返還が見込めない場合において、自立支援給付費等の支給決定に何ら落ち度がなく、かつ不正受給判明後の返還金回収に努めたにもかかわらず、法令上のルールという理由のみで地方自治の根幹を成す一般財源で肩代わりすることは、市町村民から到底理解が得られない。そのため、やむを得ない事情がある場合においては、返還を免除する等により市町村の負担の軽減を求めるものである。

指定障害福祉サービス事業所数が増加する中、事業者による不正事案は全国的にも後を絶たず、同様の負担を強いられる市町村も自ずと増加することが予想されるため、早期の制度の見直しを要望する。

なお、今般発生している不正事案については地域の関心も高く、また、地方財政が厳しさを増す中で、住民からもより厳格な予算執行が求められている。

このため、仮に、手を尽くした末に事業者からの返還が実現せず、市町村財源により対応することとなった場合、令和5年10月事務連絡において「事業所からの返還の有無にかかわらず、(略)返還手続きを行う必要があります」とされ、実質的に市町村による肩代わりを求められている状況にあることを、対外的な説明として用いざるを得ないことについて御理解をいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【富山県】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく自立支援給付費等については、「支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、当該支給決定障害者等が当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うべき当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。))について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。」(障害者総合支援法第29条第4項)とあり、法定代理受領において、事業者に支払うことができるとある。

法定代理受領において、事業者へ間接補助を行っていることから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第17条第2項「各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。」により、間接補助事業者である障害福祉サービス事業者の不正を要因とした徴収困難な当該給付費等に係る返還金については、全部又は一部を取り消すことができると当県は考える。

【豊中市】

居宅介護等訪問系サービスにおいては、国庫負担基準によりすでに一部の地方自治体に超過負担を強いている現状がある上に、事業者の不正利得による過大交付返還が地方自治体への上乗せ負担となっていることを鑑み、回答の根拠としている補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第3項適用とすべき懸案事項である。

現行法制下においては地方自治体が財政負担を強いられ、対応に苦慮している現状を踏まえ、回収促進策として事業継続しながら返還に応じない事業者への自立支援給付費等の支払い差し止めを可能とすることや、回収不能となった場合の国・都道府県・地方自治体の負担割合の見直しに向けた関係法令改正等により問題の解決を図られたい。

【高槻市】

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第1項又は第2項に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならないことは理解しておりますが、その返還に際しての運用については、市町村の一方的な負担とならないよう、市町村の努力により事業者から回収できた実績額に応じた分割返還を可能とするなど、対応可能な運用を検討されたい。

【茨木市】

補助金等が過大交付されている場合は法に基づき国から市町村に対して返還を命じなければならないとのことだが、少なくとも不能欠損処理となっているような客観的に徴収困難と認められる債権相当額については控除あるいは求償する仕組みがないことは不合理であり、市町村に一方的に負担を強いていると言わざるを得ない。生活保護や介護保険制度では市町村に過重な負担とならないよう、補助金等について消滅した債権額等の控除あるいは不能欠損額の報告による精算が行われており、自立支援給付等の国庫負担金についても求償する仕組みを早急に整備されたい。

【特別区長会】

①回答にある負担金返還のルールは承知しているが、そのルールを見直してほしいという要望と、その要望に至る背景について、厚生労働省の考えを伺いたい。

②指導検査で不正請求等を指摘した事業所が、監査期間中に廃止届を提出したり、会社自体が破産するなどして、返還請求しても回収が見込めない債権となることがある。そうした場合でも、区市町村は責務として返還を求めるが、回収できない場合でも国庫の2分の1と都道府県の4分の1をそれぞれに返納しなければならない。指導検査等や日常的な事業者とのコミュニケーションにおいて、区市町村が不正請求等を積極的に指摘し不適切な状態を是正することができるよう、未回収分に関する債務を、区市町村のみではなく、負担割合に応じた共同債務としてほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところです。

こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第18条第1項又は第2項に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならない、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要がある一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第18条第3項に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用はされません。

なお、御指摘の事務連絡は、上述の補助金適正化法第18条第2項に基づき発出しているものであり、本事務連絡に記載のとおり、市町村は返還手続を行っていただく必要があります。

一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、国としては、都道府県に対し、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただき、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや、審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、改めて周知してまいります。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	256	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	256)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育料を児童手当から特別徴収する場合における特別徴収対象の見直し

提案団体

長崎市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童手当法第22条における、児童手当からの保育料の特別徴収について、子ども・子育て支援法附則第6条第6項に基づき市町村が滞納処分の例により処分できる私立保育所の滞納分の保育料についても、公立保育所の保育料と同様、特別徴収の対象とすることを求める。
また、児童手当法施行令第6条により、特別徴収の対象が、児童手当対象月が属する年度と同年度の保育料に限定されていることから、過年度の保育料も対象とすることを求める。

具体的な支障事例

【背景】

当市では保育料の納入義務者に対し、期限内納付の徹底をお願いするなど、保育行政の安定的な財源確保に努めているが、度重なる納付指導にも応じない保護者が一定存在する。

児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制を確保するため、市では理由なく納付指導に応じない滞納保護者に対しては、法令に基づいた厳正な滞納処分を行い、公平・公正な徴収事務を進めている。

また、滞納保護者に対し、児童手当からの特別徴収を行うことは、非常に有効な手段であるとともに、市民への説明責任を果たす上で、重要な役割と考えている。

【支障事例】

児童手当法に規定する保育料の特別徴収対象は、公立保育所と私立保育所で異なっており、私立保育所においては滞納分の保育料は対象でないため、滞納処分を同じ自治体が一括して行うにも関わらず、入所先により取扱いに不均衡が生じている。

加えて、過年度の保育料は特別徴収の対象となっていないため、制度が未収金対策として有効に活用できていない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

度重なる納付指導を行っても保育料を納付しない保護者に対し、児童手当からの特別徴収を行うことで、期限内に納付を行う保護者との公平・公正な徴収事務が可能となる。

入所先が公立か私立かによって異なる取扱いとなっているものが是正され、また、滞納を早期に解消することが可能となることで、滞納額の増加防止につながる。

また、保育料の滞納を早期に解消することで、保護者に納付意識が芽生え、その後の学校関連費用等の滞納の未然防止につながる。

根拠法令等

児童手当法第 22 条第 1 項、児童手当法施行令第 6 条、子ども・子育て支援法施行令附則第 9 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、上尾市、新潟市、浜松市、岡山県、春日市、鹿児島市

○私立保育園では納期限前の保育料のみが対象となっているなど、公立園と私立園で異なる取扱いとなっていることは是正すべきと考える。

○滞納保育料の回収手段として、制度の趣旨や費用対効果の観点からも児童手当からの特別徴収は非常に有益な手段であると考え。当市においても提案団体と同様の支障事例があり、また、転園やきょうだい児別園等で公立・私立の異なる園での保育料に滞納がある保護者に対してのアプローチが困難であり、保護者自身にもわかりにくい仕組みになっているため、公立・私立で異なる取扱いの是正及び過年度保育料も対象とする改善を求めたい。

各府省からの第 1 次回答

保育料については、児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)第 22 条に基づき、市町村は児童手当から徴収することができることとされている。

公立保育所における保育料については、保育所が利用者から保育料を徴収するものとされており、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 56 条第 6 項に基づき、保育所から請求があった場合に、市町村は地方税の滞納処分の例により処分することができるものとされていることから、児童手当法に基づく特別徴収についても、保育所からの請求があり、保育料が滞納されている状態になってから行うことができるものとしている。

一方で、私立保育所については、市町村が利用者から保育料を徴収するものとされていることから、市町村は納付期限を待たずに児童手当法に基づく特別徴収を行うことができるものであり、したがって、公立保育所における保育料よりも早期に特別徴収を行うことができるため、ご提案のような対応は不要であると考えている。

なお、保育料の児童手当からの特別徴収は、本来普通徴収する保育料の徴収方法について特例を規定したものであり、これについて、無期限に過去の保育料の徴収を認めることは、受給権者の立場では児童手当の支給を受ける安定性を欠くこととなるため、過年度の保育料も含め特別徴収の対象とすることは考えていない。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の趣旨は、公立保育所と私立保育所の取扱いの差が公平性や合理性を欠くため、是正を求めるものである。

保育料の期限内納入は、保育行政の財源確保のため必要であり、所得に応じた保育料の納入が義務付けられる中、未納放置は許されない。多くの期限内納付者と保育料未納者が同様のサービスを享受したまま、児童手当の受給が許容される実態は、公平性確保のためには是正されるべきである。

保育料の未納に対しては、最終的には市町村が滞納処分により徴収するため、公立、私立保育所のいずれの場合でも、徴収の主体は実質的に市町村で異ならない。滞納処分は、滞納者の意思にかかわらず、強制的に徴収するものであることから、滞納処分に至る前の徴収方法についても、公平であるべきである。

回答において、公立保育所は滞納状態の保育料、私立保育所では滞納前の保育料について、児童手当から特別徴収できるとしている。本来普通徴収する保育料を、私立保育所のみ滞納前に特別徴収できることは、公立保育所の場合も徴収の主体が異ならない中、徴収の手段に公平性を欠くのではないか。どのような趣旨で認められているのか。

また、児童手当からの特別徴収は未納対策として有効な手段であるが、私立保育所の場合は滞納前の保育料が特別徴収の対象であるため、滞納保育料の解消に活用できない。公立保育所よりも私立保育所の割合が高い中、滞納状態の保育料を特別徴収の対象とすることで、実効性の高い制度にしていきたい。

過年度保育料が特別徴収の対象外である点については、児童手当対象月を無期限とするか、現行制度のままかの比較のみならず、「子の保育所入所期間中」を対象とするなど、幅広い検討を行っていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【春日市】

公立・私立で保育料を徴収する規定が異なることは理解しているが、本件の提案の趣旨としては公立・私立で異なる取扱いとなっていること自体の是正を求めるものである。

また、私立保育所について、納期限を待たずに特別徴収できることを教示いただいているが、保護者からの申し出等により納期限前に特別徴収するケースは稀であり、期限後に滞納となり児童手当からの徴収を必要とするケースがほとんどである。児童手当法第 22 条では公立保育料は「地方税の滞納処分の例により処分することができる費用」を児童手当から徴収できるとあるが、私立保育料は「徴収する費用」としか規定されていないため、私立の滞納分も特別徴収の対象としていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

公立保育所と私立保育所との差については、利用者と施設の直接契約を原則としている公立保育所と、利用者と市町村との契約が原則となっている私立保育所の契約構造の差異から生じている。本来私債権である公立保育所の保育料に関しては、滞納を契機として公債権に転じることによって特別徴収が可能となる仕組みとなっており、契約の主体が異なる私立保育所において同様の仕組みを採用することは難しい。

私立保育所の滞納分及び公立保育所の過年度保育料の滞納分に関しては地方税の滞納処分の例により処理できることとされており、そういった他の制度と組み合わせて対応を行っていただきたい。

また、受給権が保護されている給付から、受給権者の同意を必要とせずに費用の徴収を行うことについては、極めて慎重な対応が求められるものであり、特別徴収の対象となる保育料の範囲を広げることは困難である。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	264	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	264)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童福祉施設指導監査における標準化・効率化に向けた見直し

提案団体

指定都市市長会、船橋市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童福祉施設指導監査において、「技術的助言及び勧告」として示されている「児童福祉行政指導監査実施要綱」の「着眼点」について、根拠法令等を明示し、標準確認項目と標準確認文書を定めるなど標準化・効率化に向けた見直しを行い、技術的助言であることを明確にした通知を発出することを要望するもの。

具体的な支障事例

【現状】
自治事務である児童福祉施設の施設指導監査については、児童福祉法第 45 条第 1 項の規定に基づき定められた「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)」(以下「運営基準」という。)を遵守しているか確認するため、平成 12 年 4 月 25 日付け厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」において、「技術的助言及び勧告」として示されている「児童福祉行政指導監査実施要綱」の「着眼点」(以下「要綱の着眼点」という。)により行政指導を行うこととされている。しかし、運営基準の内容が要綱の着眼点にない一方で、運営基準にない内容が要綱の着眼点にあるなど、運営基準と要綱の着眼点の整合性がとれていない現状となっている。
児童福祉行政指導監査のあり方は、他分野の指導監査に比べて大きく見直しが必要な状況である。例えば、障害・介護分野では、標準化・効率化が進められており、実地指導・運営指導における着眼点の根拠法令と確認文書が具体的に明示され、基準として省令で定めた最小限度の内容が着眼点となっている。特に介護分野においては、国で標準確認文書と標準確認項目を定め、運営指導マニュアルを作成するなど、事業者と自治体双方の負担軽減が進められている。

【具体例】
運営基準に従い、当団体を構成する市でも「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めているが、運営基準と要綱の着眼点の整合性がとれていないため、指導監査対応に苦慮している。
例えば、運営基準第 14 条の 3(苦情への対応)については、要綱の着眼点に「苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。」とあるものの、運営基準同条第 2 項以降の内容を反映していないため、不十分な指導監査となりかねない。
一方、要綱の着眼点「労働基準法等関係法規は、遵守されているか。」「通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。」「労働基準法第 24 条・第 36 条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。」とあるが、労働基準監督署の所管事項は地方公共団体の任務や所掌する事務の範囲外であり、行政指導は行えない(総務省 行政手続法 Q&A Q14)ため、実効性のある指導監査たりえない。仮に、地方公共団体による指導監査の対象とするのならば、その根拠及び明確かつ具体的な基準が必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

要綱の着眼点に掲げる指導監査項目の根拠法令等を明示し、標準確認項目と標準確認文書を定め、標準化・効率化に向けた見直しが行われることで、事業者と自治体双方において、指導監査業務に係る負担が軽減される。

根拠法令等

「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成 12 年 4 月 25 日厚生省児童家庭局長通知)及び当該通知の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、ひたちなか市、越谷市、新潟市、浜松市、小牧市、田原市、大阪市、寝屋川市、奈良県、高知県、熊本市、宮崎県

○当県では法令及び国の通知に基づき、児童福祉施設への指導監査において、労基法が遵守されているか確認しているところではあるが、総務省がホームページに掲載する「行政手続法Q&A」において、「労働基準監督署の所管事項は地方公共団体の任務や所掌する事務の範囲外であり、行政指導は行えない。」と示されていることで、指摘する側の根拠(立ち位置)について苦慮している。このことから、労基法関係の指導について地方公共団体による指導監査の対象とするのであれば、明確な根拠及び具体的な基準が必要であると考えている。

○指導監査においては、法令などの根拠を基に指摘しているところであるため、地方公共団体の所掌する事務の範囲外についての指摘については苦慮する場面がある。

○当該事案のような支障事例とはなっていないが、事業者と自治体双方において指導監督業務に係る事務負担軽減の観点から、「着眼点」における根拠法令等の明示や「運営基準」との整合性を図ること、また、標準確認項目と標準確認文書を定め、運営指導マニュアルを作成するなど、標準化・効率化に向けた見直しが必要であると考えている。

○当市も同様に着眼点である「労働基準法等関係法規は、遵守されているか。」の取り扱いに苦慮している。職員の雇用形態や最低賃金、不利益変更など職員処遇について、疑わしい事例があったとしても、指摘という形での指導が行えず、あくまでも雇用者へのお願いという形で終始しているのが現状であり、施設職員が直接関係省庁に持ち込まなければ、改善が進まない状況がある。

他法関連の指導について、根拠を明確に定めていただくか、対象外とされるか方向を示していただきたい。

各府省からの第 1 次回答

児童福祉施設に対する指導監査の標準化・効率化に関して、例えば保育所等に関しては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)において、「デジタル田園都市国家構想交付金 TYPES を活用した試行や保育現場での DX 推進に向けた調査研究を踏まえ、2025 年度までに給付・監査等の様式・通知等の見直しを進める。また、保育施設や自治体の業務システムと連携した施設管理プラットフォームを整備することにより、データ連携に基づく新たな業務の運用を開始し、2026 年度以降その全国展開を進める。」とされており、これを踏まえ、自治体における業務効率化等を図るため、地方自治体、関係団体、民間事業者等から構成される「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」を開催し、監査の様式・通知等の見直し等を進めていくこととしている。また、例えば児童厚生施設については、施設の特徴や地域の実態を鑑みながら、より効果的・効率的な指導監査が行われるよう、指導監査項目の見直しについて検討を行う。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育所等に関しては、児童福祉法による「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」と子ども・子育て支援法による「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する

基準」の確認をあわせて行うこととしているが、児童福祉法による基準と子ども・子育て支援法による基準、実際に確認する着眼点の整合に留意した見直しをお願いしたい。たとえば、介護分野では、特別養護老人ホームへの老人福祉法による指導監査と指定介護老人福祉施設への介護保険法による運営指導をあわせて行うこととしているが、ともに基準と確認項目と確認文書が明示され、その整合も図られている。

また、保育所等以外の児童福祉施設(児童養護施設等)についても、運営基準と着眼点を見直し、根拠法令と確認文書を明示するとともに、その検討のスケジュール等を具体的に示されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【越谷市】

監査手法のみならず、監査項目(「児童福祉行政指導監査実施要綱」の着眼点)の見直しもされるという認識でよい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

保育所における指導監査については、介護保険の例等も踏まえ、より効率的な指導監査の実施のため、業務フローの標準化を含めた必要な措置を2025年度までに行う。

児童厚生施設における指導監査については、その歴史的沿革、立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることや、都道府県が国の運営基準に従い、又は、参酌して、条例で基準を定めていること、2024年度に改正する「児童館ガイドライン」の内容などを踏まえつつ、2025年度までに指導監査項目等について検討を行う。

なお、児童養護施設等についても、施設の特徴や地域の実態を鑑みながら、より効果的・効率的な指導監査が行われるよう、指導監査項目の見直しについて検討を行う。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)記載内容

4【こども家庭庁】

(6)児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法65)

児童福祉施設等における指導監査等の在り方については、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会での議論等を踏まえて検討し、その結果に基づいて令和7年度中に必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	267	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	267)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

感染症発生時における幼保連携型認定こども園の2・3号認定の就学前の子どもに対する保育提供義務の取扱いの明確化(ルール化)

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

感染症の発生時における幼保連携型認定こども園の2・3号認定の就学前の子ども(保育を必要とする児童)に対する保育提供義務の取扱いを明確化(ルール化)することを求める。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園について、児童福祉法第24条は、「保育を必要とする児童については、保育しなければならない」と規定され、一方で、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、「認定こども園法」という。)第27条において準用する学校保健安全法第20条は、「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」と規定されており、幼保連携型認定こども園における園内で感染症が発生した場合の対応について、2・3号認定の就学前子ども(保育を必要とする児童)の保育の提供を継続するのか、休業を認めるのか判断に苦慮していることから、幼保連携型認定こども園における保育の提供義務の取扱いの明確化(ルール化)を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

幼保連携型認定こども園からは、新型コロナウイルスやインフルエンザ等が園内で広がり始めた段階で、休園等を行いたいとの問い合わせがあり、保護者からは就労機会の確保のためには運営を継続すべきとの意見が寄せられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

幼保連携型認定こども園及び保護者は、あらかじめ感染症発生時の対応の準備が可能となり、市は、明確化されたルールに基づき保育の提供継続を迅速に判断することができる。

根拠法令等

児童福祉法第24条
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条
学校保健安全法第20条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、花巻市、宮城県、浜松市、小牧市、田原市、大阪市

〇当市においても、感染症が流行した際、幼保連携型認定こども園において、保育の継続について、対応に苦慮している。また、保育の提供義務の取扱いが明確化されていないため、事業者によって、対応が異なる場合がある。

各府省からの第1次回答

幼保連携型認定こども園については、認定こども園法第27条により学校保健安全法第20条が準用されており、感染症の予防上必要がある時は、臨時に学級閉鎖や休業を行うことができるとされているが、その際、保育の必要性のある子どもを受け入れている児童福祉施設であることを踏まえて対応することが望まれる。このため、幼保連携型認定こども園は、保護者の仕事や生活などの状況により、保育を必要とする子どもに保育を提供する児童福祉施設であることから、保育の実施主体である市区町村は、休園による社会的影響、代替手段の状況等も考慮し、感染症対策を所管する保健衛生部局等と連携・相談した上で、感染症発生時における対応について、個別事案ごとに総合的に判断すべきものと考えている。

なお、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更及び認定こども園等における対応について（内閣府子ども・子育て本部参事官付（認定こども園担当）令和4年3月18日付け事務連絡）においても、保育所、認定こども園等が果たす社会的機能を維持するため原則開所を要請するとともに、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持することを求めている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴庁の第1次回答から幼保連携型認定こども園の2・3号認定の就学前の子どもに対する保育の提供は、感染症発生時においても保育所と同様に「保育を継続する」ことが原則であると思慮するが、2・3号認定の子どもに対する保育の提供義務があることを明確に示していただきたい。

学校保健安全法第20条では「学校の設置者は感染症の予防上必要がある時は、臨時に学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」とある。一方で貴庁の第1次回答では「保育の実施主体である市区町村は、休園による社会的影響、代替手段の状況等も考慮し、感染症対策を所管する保健衛生部局等と連携・相談した上で、感染症発生時における対応について、個別事案ごとに総合的に判断すべきものと考えている。」としていることから、2・3号認定の就学前子どもに対する休業の判断は、学校の設置者が市町村が行うかを明確に示していただきたい。

また、休園に関して市町村が個別事案ごとに総合的に判断することであれば、判断材料となる基準等について示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

幼保連携型認定こども園における2・3号認定の就学前子どもに対する休業の判断に関して、「保育所における感染症対策ガイドライン」にご指摘の事項について記載する等の対応を行うことを検討する。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁】

（1）児童福祉法（昭22法164）

（vii）感染症発生時における幼保連携型認定こども園の小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平24法

65) 19 条2号及び3号)に対する保育の提供義務等については、「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成30 厚生労働省)等において明確化する方向で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	268	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	268)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

運営実態が無い認可外保育施設等の職権による廃止

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

認可外保育施設等について、設置者が国内外へ転居するなどして運営の実態が無く、連絡が取れない場合において、現地確認等により事業の実態が無いことが確認されれば、職権での認可外保育施設の廃止、特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退を可能とすること。

具体的な支障事例

児童福祉法第 59 条の2第2項において、認可外保育施設が事業を廃止した場合は、1月以内に届け出なければならないとされている。しかし、認可外保育施設の設置者が、廃止届を提出しないままに国内外への転居等によって音信不通となり、設置者から廃止の届出を受けられないケースがある。

同様に、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第1項にて特定子ども・子育て支援施設等として確認を受けた施設等についても、法第 58 条の6第1項の確認の辞退を受けられないケースがある。これについては、法第 58 条の 10 第1項の確認の取消しを行うことも考えられるが、確認の取消しを行う場合は、行政手続法上の不利益処分として聴聞等の手続きが必要であり、設置者の所在が判明しない場合には事務負担も大きい。

また、児童福祉法による設置届や子ども・子育て支援法による確認申請書が提出された場合、児童福祉法第 59 条の2の5第2項等の規定により、当市はホームページにおいて施設名等を公表しているが、実際には利用できない施設が掲載されており、利用希望者において混乱が生じるおそれがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

利用を希望する市民からの問合せの対応が必要となる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

認可外保育施設の廃止届や特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退届の提出がなくても職権による廃止や辞退を可能とすることで、利用者に対して実態に即した情報を提供できるとともに、運営の実態がない施設の情報を管理する必要がなくなる。

根拠法令等

児童福祉法第 59 条の2第2項
子ども・子育て支援法第 58 条の6第1項、第 58 条の 10 第1項、第 59 条の2の5第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、三郷市、浜松市、大阪市、高知県、熊本市、特別区長会

○転居の事例では無いが、突然連絡が取れず、報告書の提出や実地調査に非協力的な施設があった。
○当市においても廃止届後の辞退届を徴することに苦慮した事例が数件ある。

各府省からの第1次回答

認可外保育施設の設置者が、廃止届を提出しないままに国内外への転居等によって音信不通となり、設置者から廃止の届出を受けられないケースについては、児童福祉法第59条の2の5第2項等の規定による掲示を不要とする等、運用面における見直しを検討するとともに、認可外保育施設指導監督基準に定める手順に基づき、施設閉鎖命令ができる旨を明確化すること等を検討したい。
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第15条第3項の規定を踏まえ、適切に対処されるよう、特定子ども・子育て支援施設等指導指針に必要な記載を明記するなどの対応を行ってまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

児童福祉法第59条の2の5第2項等の規定による公表を不要とすることが認められれば、本市が制度改正の効果として例示している「利用者に対して実態に即した情報を提供できる」ことは達成できるが、そもそも施設の設置者と音信不通となっている状況を踏まえ、例えば住民基本台帳上国内外への転出が確認でき、かつ、現地調査等により運営実態がないと認められる場合は職権での廃止及び確認の辞退を可能とするよう制度面の見直しについてもご検討いただきたい。
また、「認可外保育施設指導監督基準に定める手順に基づき、施設閉鎖命令ができる旨を明確化する」とあり、こちらは「認可外保育施設指導監督の指針」に定める手順を指されているものと思慮するが、同指針に基づく手順は、あくまで改善を求める必要があると認められる場合の手順が定められているものであり、音信不通となっている設置者に対する措置としてそぐわない部分もあることから、同指針の「第5(1)緊急時の対応」にあるように手続きの簡素化（改善指導・改善勧告を経ない、事後速やかに児童福祉審議会に報告する）に向けた見直しをご検討いただきたい。
同様に特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退についても、施設の設置者と音信不通となっている状況を踏まえ、簡素化についてご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

認可外保育施設について、職権での廃止等を可能とすることは、行政手続法第13条第1項において、不利益処分を行う場合には意見陳述のための手続を執らなければならないと定められていることとの兼ね合いで課題があること、また、施設の設置者が国内外へ転居するなどして運営の実態が無く連絡が取れない場合については、これを緊急性があるとは言い難く、そうした緊急性のないものを、緊急性があるものと同様に扱うことは難しい。
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退についても、それが不利益処分に当たる以上は行政手続法の運用において解決すべき問題であり、手続きそのものを簡素化することは難しい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁】

(7)児童福祉法(昭 22 法 164)及び子ども・子育て支援法(平 24 法 65)

運営実態がない認可外保育施設について、廃止の届出(児童福祉法 59 条の2第2項)が行われず、設置者と連絡が取れない場合においては、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令6こども家庭庁成育局長通知)に定める手順に基づき施設閉鎖命令(同法 59 条5項)を行うことが可能であることや、施設の運営状況等の公表(同法 59 条の2の5第2項)が不要であること等を明確化し、令和6年度中に地方公共団体に通知する。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認(子ども・子育て支援法 30 条の 11 第1項)を受けている子ども・子育て支援施設等について、確認の取消し(同法 58 条の 10 第1項)を円滑に行うことができるよう、「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」(令元内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)を改正するなど、令和6年度中に必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	273	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	273)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

公務員に対する児童手当の認定等に係る文書による通知を省略可能とすること

提案団体

福岡県、福島県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

公務員の児童手当受給に関し、庁内システムで認定請求から承認までの手続きを行うことができる場合、支給に関する処分内容をシステム上で確認することが可能であることから、庁内システムで児童手当の認定や額改定通知を確認できる公務員は、文書での通知を省略することができるよう制度改正を要求する。

具体的な支障事例

児童手当法施行規則第10条に、「…支給に関する処分を行ったときは、文書で、…(略)…通知しなければならない」とあり、当県においても、職員に対し、認定や額改定、消滅等の全ての処分に対して紙媒体で通知を発出している。
毎月の年齢到達による額改定と併せて、出生等による認定や消滅を行っており、特に小中学の進級のタイミングである4月は進級による額改定通知等が400件を超え、事務の負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

担当職員の通知発出に係る文書や封筒の作成時間の短縮
受給者への通知送付に係る時間の短縮
ペーパーレス化の推進

根拠法令等

児童手当法施行規則第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、茨城県、岐阜県、京都府、久留米市、熊本市、宮崎県

〇年間 900 件程度の関係通知を発出しており、省略可能により事務作業及び郵送料の軽減及びペーパーレス化の推進が図られる。

○提案団体と同様の支障事例があり、特に年度当初の4、5月においては、年齢到達による額改定通知等が約200件を超えている。

各府省からの第1次回答

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項は、処分通知等を受ける者が電子計算処理組織を使用する方法により受けることを望む場合には、電子による処分を行うことができる旨包括的に規定している。

したがって、現行においても、受給者の同意があれば、電子情報処理組織による通知を行うことが可能である。(参考)

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)

第7条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

2～5(略)

内閣府の所管する子ども家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(令和5年内閣府令第39号)

第8条 法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって行政機関等が定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

電子情報処理組織による手続等に関する告示(令和5年子ども家庭庁告示第1号)

第4条 規則第八条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

求める措置について、現行制度で対応可能であるならば、必要となる条件等も含めその旨明確化し通知等により地方公共団体に対し十分な周知を行うことを求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第2次回答

現行制度においても、受給者の同意があれば、電子情報処理組織による場合であっても、対応可能である旨、周知を行う。ただし児童手当については、本年10月に制度の抜本的拡充があり、自治体において混乱を招きかねないことから、周知の時期については、自治体の対応状況等に鑑み、適宜行うこととしたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定) 記載内容

4【子ども家庭庁】

(10)児童手当法(昭46法73)

(i)児童手当の支給に関する通知(施行規則10条)については、受給者の同意が得られた場合には、電子情報処理組織を使用した通知も可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に令和6年度中に通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	288	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	288)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

補助金等の財産処分承認手続きにおける承認決定期間の短縮化

提案団体

札幌市、指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分に関して、市町村が行う財産処分承認申請手続きの簡略化や、こども家庭庁が行う承認決定に関する審査体制の分散化(地方厚生局への委任等)などにより、財産処分承認申請から承認決定までに要する期間の短縮化を求める。

具体的な支障事例

国の補助事業によって整備を行った施設設備等の財産処分を行う際に、申請手続きの特例(包括承認事項)に該当しない場合、市町村からこども家庭庁等に対して財産処分承認申請を行うこととされている。

間接補助事業によって整備を行った保育所、認定こども園、地域型保育事業(以下「保育所等」という。)の廃止に伴う財産処分(取壊し又は廃棄)に際して、当市からこども家庭庁に対して、財産処分承認申請を行っているが、申請書類の提出から決定が下りるまで、1年半以上経過する事案が発生するなど、承認申請から決定までの期間が長期化するケースが散見されている。(当市の事例として、保育対策総合支援事業補助金の財産処分に際して、令和4年9月16日に当市から申請し、令和6年3月27日にこども家庭庁から決定が行われたケースがある。)

財産処分承認申請を行う事案については、国庫補助金の返還を伴うケースが大半であり、承認決定が行われる年度の見通しが立てられないことにより、補助金返還に係る予算確保に支障が生じている。

当市においては、近年、保育所等の廃止が増加しており、今後も同様の財産処分事案の発生が想定される状況にある。また、手続きの遅れにより設置者への補助金返還請求が滞った場合は、設置者の資金面の状況等が変化し、市に対して補助金の返還に至らないケースが発生することも予想される。財産処分手続きがより短期間で完結する状況となれば、保育所等の廃止後、速やかに補助金の返還手続きを進めることができるようになる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

保育所等の設置者においても、当市から補助金返還時期の目途を伝えられないことにより、予算確保に支障が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村及び保育所等の設置者において、補助金返還時期の大まかな目途が立てられることから、予算の確保が容易になる。また、財産処分の手続きが短期間で完結することで、速やかに補助金の返還手続きを進めることができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条、第 26 条
こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について(令和5年6月 15 日付け成事第 331 号、こ支虐第 69 号
こども家庭庁成育局長、支局長通知【第一次改定】令和6年1月 18 日付成事第5号・こ支虐第 10 号こども家
庭庁成育局長、支援局長通知)
保育対策総合支援事業費補助金等に係る財産処分の申請について(令和5年6月 15 日付こども家庭庁成育局
保育政策課事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、花巻市、宮城県、ひたちなか市、長野県、浜松市、小牧市、羽曳野市、熊本市、特別区長会

〇間接補助事業によって整備した施設で、解体し改築を行う施設があるが、決定後でなければ解体工事に着手できないため、決定まで時間を要した場合、施設整備スケジュールに支障をきたす。

各府省からの第 1 次回答

財産処分の承認手続きについては、申請書を受理した順に処理を進めているものの、全国の市町村から多数の申請があがっていることや、案件によっては個別事情(申請書類の不備等)により、承認決定までに時間を要しているところであるが、国側の審査体制の強化や効率化等、処理期間の短縮化に向けて何ができるか検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

事務手続きの遅れにより補助金返還請求が滞り、結果として保育所等の設置者から補助金が返還されない(請求先が無くなることを含む)ような事態は避けなければならないと考える。
当市においては、財産処分承認申請の件数が増加傾向にあり、今後、全国的に申請件数が増加していくことも十分考えられることから、今回の提案を契機に、処理期間の短縮化に向けて早期の検討をお願いしたい。具体的な検討スケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

年末に具体的な対応の方向性についてお示しできるよう、引き続き検討してまいりたい。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁】
(8)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭 30 法 179)
保育対策総合支援事業費補助金等に係る財産処分(22 条)については、審査体制の強化や審査の効率化など、処分期間を短縮するための方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	290	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	290)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定(保育認定)における区分の廃止又は見直し

提案団体

越谷市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育給付認定において「保育認定」と総称される2号認定と3号認定について、区分の廃止を求める。又は、区分について、3号認定を「満3歳未満の小学校就学前子ども」から、施設等利用給付認定と同様に「満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども」に変更する。

具体的な支障事例

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育給付認定の「保育認定」には2号認定と3号認定があり、満3歳で区分される。年齢以外の認定条件は全く同じであるにもかかわらず、この区分ゆえ、2歳児クラスの子に職権変更に係る通知を発出する必要がある。このことに関し、平成29年地方分権改革に関する提案がなされ、職権変更通知の時期に関し、「変更認定を行おうとするときを」「満3歳に達した日の属する年度の末日(3月31日)までに行えばよい」とされた。この際、提案募集検討専門部会からは「2号認定と3号認定の区分が有意でないことは明白であり、早期に区分の廃止を検討すべきである。」との指摘がなされている。

保育施設は実態としてクラス年齢で運営されており、2歳児クラスの途中で認定が切り替わること自体に違和感が大きい。また、幼児教育・保育の無償化による施設等利用給付認定では、3号認定を「満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども」として、クラス年齢で区分していることから、教育・保育給付認定と施設等利用給付認定の区分日が異なる事態となり、非常に分かりにくく、利用者や施設への説明に時間を要している。今後、更に「こども誰でも通園制度」も加わることから、これら制度間の整合を図る必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

認定の仕組みについては丁寧な周知を行っているものの、3号認定の通知時を中心に保護者から「3号認定の認定期間満了となったら退園になるのか」といった問合せが絶えない。一方、施設等利用給付認定では、こうした問合せはない。

また、平成29年地方分権改革に関する提案により2歳児クラスの年度末までに職権変更に係る通知を発出すればよく、市町村事務上、一括処理が可能となったが、保護者の手元の認定証等では2歳児クラスの途中で認定切れと示され、保護者の不安感の解消には繋がらない。受給資格の確認は別途現況届で行っているため、区分自体が有意とはいえない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

区分を廃止した場合、職権変更通知(人口34万人の当市で年間約1,400件)が不要となり、事務処理負担が大

幅に軽減でき、保護者からの問合せの減少も見込まれる。また、区分の年齢要件について、施設等利用給付認定の3号認定と同様に「満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども」とした場合、2つの制度で区分が統一され、教育・保育施設希望者に分かりやすい制度となり、問合せの減少が見込まれる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第19条・第23条・第30条の4、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布等について(平成30年4月2日付け府子本第326号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小樽市、花巻市、宮城県、仙台市、上尾市、三郷市、横須賀市、新潟市、浜松市、小牧市、田原市、寝屋川市、広島市、春日市

○認定区分の見直しに伴い事務軽減が見込まれることから、提案に賛同いたします。
○当市においても、2歳児クラスの子を対象とした2号認定通知の発出や保護者からの問い合わせへの対応等については、一定の事務負担となっている。
○旧認定と新認定における年齢要件による区分の違いについての説明に苦慮する事案がたびたび生じており、利用者にわかりやすい制度であることが求められる
○満3歳の年齢到達で認定が切り替わる際に、幼児教育・保育の無償化の対象になると誤解するケースが多く、保護者への説明に時間を要している。
○保護者にとって2号、3号の影響（無償化以外）はほぼないものと考えられるため、特に分ける必要性はないと考えるため、内容に賛同します。
○施設等利用給付認定の3号認定と同様にすることで、認可保育所のみではなく、企業主導型保育施設等の認定管理負担の軽減も期待される。
○事務処理負担の軽減を図る目的で制度改正を求めるのであれば、教育・保育給付認定における2号認定と3号認定の区分の廃止を望む。

各府省からの第1次回答

学校教育については、満3歳以上を対象とするものであり、満3歳で教育の必要性を区切る必要があることから、満3歳以上の子どものみを支給対象とすることとし、満3歳以上か未満かで支給要件を分ける必要がある。また、子ども・子育て支援法に規定されている教育・保育給付に係る2号・3号認定の間には、利用者負担額の算定方法に違いがあり、区分を廃止するのは困難である。
HPで公開している、自治体向けFAQ(よくある質問))において示されているように、利用者負担額の切り替わりに関しては、「満3歳に到達した年度中は、2歳児の公定価格と同額になるよう調整しており、利用者負担額についても、3号と同額を適用」することとしており、利用者負担額の金額は年度末に変化するものとされている。
また、認定の職権変更通知の時期に関しても、平成29年地方分権提案に対する応答として「小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが満3歳に達したときに当該認定を行う場合には、当該教育・保育給付認定子どもが満3歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。(子ども・子育て支援法施行規則第12条第1項)」とされている。
これらのことを踏まえると、現行制度の活用や、周知や制度の説明を行うことで、事務負担の軽減や問い合わせ数の減少を図ることは可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

子ども・子育て支援法に規定されている教育・保育給付に係る2号・3号認定の間には、利用者負担額の算定方法に違いがあるが、「満3歳に到達した年度中は2歳児の公定価格と同額になるよう調整」ということであれば、区分廃止は困難だとしても、施設等利用給付認定と同様「満3歳に達する日以後の最初の3月31日」を区切りとすることはできないのか。なぜ、施設等利用給付認定と同様の仕組みが採用できないのか。
「現行制度の活用や、周知や制度の説明を行うことで、事務負担の軽減や問合せ数の減少を図ることは可能」とあるが、旧認定と新認定における年齢要件による区分の違いが保護者をはじめ関係者に混乱を生じさせてお

り、周知や制度説明といったことを行っても、なお、事務負担の軽減や問合せ数の減少は十分ではないことを御理解いただきたい。そもそも、区分があること、また、類似の認定で年齢要件が異なることが周知や制度説明の手間を生じさせているのであり、区分を廃止又は見直す(施設等利用給付認定と合わせる)ことで、周知や制度説明の必要がなくなり、事務や問合せも発生しなくなる。

生産年齢人口が減少し、職員確保にも苦慮する一方、「こども誰でも通園制度」に伴い新たな給付制度が開始される。人員は増えないが業務は増えることが予想される中、我々に工夫を求めるのではなく、そもそも工夫をしなくても良いよう制度を見直しスリム化していただきたい。

当市としては、区分を廃止することを求めるものであるが、区分の廃止が困難であるならば、誕生日ではなく施設等利用給付認定と同様に「満3歳に達する日以後の最初の3月31日」を基準とするよう区分を見直していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【春日市】

子ども・子育て支援法で教育部分の認定(第1号)は保育認定と別に規定されているため、第2号、第3号の区分の切り替えを「満3歳に達した日の属する年度の末日」とそれ以降に変更しても差し支えないのではないかと考える。満3歳に到達した年度中は保育料の保護者負担額や公定価格を3号と同額を適用しているのであれば、保育認定区分自体を変更した方が、わかりやすい制度になるのではないかと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

子どものための教育・保育給付は、教育・保育の利用について行われるものであり、その給付を受ける前提となる教育・保育認定については、学校教育が満3歳以上を対象とするものであることから、満3歳で教育の必要性を区切る必要があるため、満年齢を基準とする認定区分となるよう設定されている。

一方で、子どものための施設等利用給付については、子どものための教育・保育給付の対象施設に含まれない多様な教育・保育その他の子ども・子育て支援の利用について行われるものである。そのうえで、0歳～5歳児のうち、保育の必要性の認定を受けた子どもについては、財政上の制約も踏まえ、3歳以降最初の3月31日を経過した子ども(3～5歳児)については全員を、同日までの間にある子ども(0～2歳児)については住民税非課税世帯のものに限り、給付の対象としたものである。

このように、子どものための教育・保育給付と子どものための施設等利用給付は制度の考え方が異なることから、後者に倣って前者の認定区分を年度末で分けることとするのは、適当でないと考えている。

なお、令和8年度より新設される乳児等のための支援給付の対象者が満3歳未満と設定されている等、子ども・子育て支援法を通じて満3歳は一つの対象者の区切りとなっているところ、仮にその区切りを動かすとなれば、法全体の見直しが必要となり、法理念・制度全体の建付けから議論を始めていく問題だと捉えているため、ご指摘いただいた事務負担等のみを考慮して認定区分の廃止等を行うことは困難である。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)記載内容

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	292	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	292)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童手当の支給に係る所得審査の廃止

提案団体

町田市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童手当制度の改正に伴い所得制限が撤廃されるため、生計中心者が受給者になるという考え方を見直し、夫婦の所得によらず受給者を選択できるようにすることなどにより、年度更新の際に行っていた所得審査をせずとも支給できるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

現行の児童手当制度では、認定事務及び資格の年度更新時に所得審査を行っている。所得審査は、システムにより対象者リストを作成し、市外課税者の所得照会(場合により、課税地登録の設定や不開示での照会設定などの個別設定が必要。令和5年度の対象者は1,000人程度)を行い、所得更新処理をするが、対象者が多いため処理にはかなりの作業負担を要する。

また、児童手当法第4条第3項により、父母等のうち所得の高い方を児童手当の受給者としているため、毎年資格更新の際に父母等の所得を確認し、所得によっては受給者変更を行っている。例年、受給者変更のために対象者に手紙を送付しているが、現受給者の消滅届及び新受給者となる配偶者の新規申請書がなかなか提出されず、変更事務に多大な時間と労力を要する状況である(令和5年度現況更新時の受給者変更対象者は45人)。今後、児童手当の対象者が拡充されることにより、作業負担が更に増えることが想定される。

今後、児童手当制度において所得制限が撤廃されることに伴い、所得審査に伴う受給者変更は、行う必要がない取扱いにしていきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

窓口で公務員と民間企業勤務の夫婦の受給者変更を受け付けた際に、夫婦で所得が大きく変わらないが産休・育休などにより所得が逆転し、数回受給者変更をすることになり申請事務が大きな負担に感じるとの意見が複数あった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

支障が解消されることで頻繁に受給者変更を行っていた方にとっては受給者変更に伴う申請の手間がなくなるため、市民サービスの向上につながる。また、職員の残業時間及び業務負担が軽減されるとともに、人件費の削減にも繋がる。

根拠法令等

児童手当法第4条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、苫小牧市、花巻市、仙台市、越谷市、平塚市、藤沢市、浜松市、豊橋市、広島市、今治市、久留米市、大村市、熊本市、宮崎県

○当市においても年度の都度受給者変更を求められるケースが一定数あり、受給者の手続き負担の観点から有効のため、所得審査の廃止を求める。認定及び資格の年度更新事務においても業務負担が大きく軽減され则认为る。

○当市でも同様の事例が発生している。所得制限撤廃後も、父母間での二重支給を防止する観点から所得による受給者の判定が継続されるようだが（児童手当の抜本的拡充に係る Q&A 集 3月 27 日版 問2－1）父母が同世帯かつ公務員に該当しない場合等、二重支給を防ぐことが容易な家庭に限っては、所得で判定する必要性は薄いとする。当市における受給者世帯の内、およそ8割が前述のようなご家庭であるため、見直しが可能であれば大幅な事務負担の軽減が見込める。

○資格の年度更新時に所得審査を行う際、約 800 件の市外課税者を情報連携により所得照会し、父母の所得の多少の変動により、約 80 件について現受給者の消滅届及び配偶者での新規認定請求依頼を行っている。これらの事務について、提案市同様、大変な時間と労力がかかり、制度拡充による負担増が予想される。また、新規認定請求時に請求者が所得が高い者として認定請求されたものの、所得調査により配偶者の所得が高く、再度請求手続きを依頼することも発生している。また、新規認定請求の際、産休等による所得の逆転の可能性や世帯主・健康保険・税扶養等の観点から、所得の多少に係らない受給者の選択を要望されることもある。

このため、今後児童手当制度の拡充により所得制限が撤廃されることに伴い、新規認定請求時の所得審査は各種控除等加味しない総所得の多少を基本としつつ柔軟な判断を可能とし、また、年度による所得審査に伴う受給者変更は行う必要がない取扱にしていきたい。

○所得の審査を行い、配偶者と所得が逆転し、支給区分に変更がある場合は受給者変更を依頼している。件数はそれほど多くはないが、確認作業、受給者への通知、申請待ち等で一定の負担を強いられている。また、今までは所得制限があった為、生計中心者の方を児童手当の受給者とするよう依頼していたが、廃止となれば日々のお世話（買い物等）をよくしている配偶者に変更してほしいという声が多く上がると考えられる。そのため、夫婦の所得によらない受給者の選択に賛同する。

○原則、父母等のうち所得の高い方を生計中心者と認め、児童手当の受給者としているが、所得だけでなく税・保険扶養の状況等から総合的に判断するとされていることから、一概に所得を比較するだけでは足りず、所得審査に膨大な時間を要している。また、当市では、所得審査の結果、昨年度は約 850 世帯に受給者切替えの案内をお送りしているが、認定請求が提出されない方も多く、その請求勧奨作業も業務負担となっている。これらのことから、所得制限撤廃に伴い、所得審査により受給者の切替えは不要となれば、大きな負担軽減となる。

○市外課税の場合はマイナンバー情報連携を行い、一人ずつ課税シートを作成する事務処理が発生している。また、システムにも課税状況を入力するのに時間がかかっている。制度改正により支給対象児童が拡充されることにより、さらにこちらの事務負担が増えることが見込まれる。

○当市も市外課税者の現況届等の審査で、情報連携での所得審査に要する時間はかなり多い。さらに、提出された1月1日時点の住所が違っており、情報連携の結果がエラーで返ってきた場合は、住所の確認作業が必要となり、事務作業の負担がかなり増えている状況である。

各府省からの第1次回答

児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第4条第3項は、同一の児童について、複数の者が支給要件を満たすこととなる場合に、当該児童がそれぞれの者の支給要件児童とならないよう（同一の児童に係る児童手当が二重に支給されないよう）調整するために設けられているものである。その際、「生計を維持する程度の高い者」を受給者としているのは、児童手当の趣旨が養育に係る経済的負担の軽減にあることから、一般的には、家計の主宰者として、社会通念上、家計において中心的な役割を果たしている者により当該経済的負担が生じていると考えられるためであり、これにより複数の者が支給要件を満たす場合においても所得の多寡という客観的な基準を用いることで一定程度画一的な処理が可能となっていると認識している。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 47 号）による児童手当法の改正により、児童手当の所得制限を撤廃した後においても、こうした調整の必要性は変わらないと考えている。また、こうした調整規定を廃し、御要望の父母等の任意により受給資格者を選択できることとした場合（所得の多寡という客観的な基準を用いない場合）には、かえって事務負担が増す可能性があると考えている。

なお、児童手当法第4条第3項に規定する「生計を維持する程度の高い者」に該当するか否かは、原則として、

児童の父母等の所得により判断することとなるが、「児童手当Q&A集(令和4年7月19日版)」問2-1において「児童手当の受給者及び配偶者の所得に一時的な逆転が生じた場合であっても、(中略)受給資格者や市町村の事務負担も鑑み、一次的に所得が逆転して低い者であっても「生計を維持する程度の高い者」として判断することとして構いません。」としており、過度な事務負担が生じないよう配慮している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

所得確認を行う際、市外課税者について、情報連携システムによる所得照会を行うが、照会に必要な情報を一人ずつ手入力する必要がある上、DV等の事情により情報連携の不開示設定が必要となる場合や、住所地以外に課税されたことにより公用請求が必要になる場合もある。「所得の多寡」以外の事務負担の少ない基準等を用いることにより、所得確認が不要となれば、自治体にとって大きな負担軽減となる。

また、御指摘の二重支給の懸念については、父母等がどちらも支給自治体に居住している場合(公務員を除く)は当該自治体で支給状況を把握しているため、父母等が別々の自治体にいる場合や父母等が公務員である場合に限って、生じると考えられる。そのような場合、現状では所得審査に関係なく二重支給とならないように申請の際に受給確認を行っているところであり、本提案により所得審査を撤廃したとしても二重支給を防ぐことが出来ると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【平塚市】

当市としては、受給者の手続き負担や、自治体の事務負担の軽減の観点で提案している。

夫婦で任意に受給者を選択できる必要はない。一定程度のルールの下で認定することは差し支えなく、そのうえで所得によらない判断ができればよいと考える。

- ・夫婦間の受給者切り替えが発生しにくい設計とする
- ・切り替えが発生した場合でも、手続き負担がない(少ない)設計とする
- ・特に、毎年状況が変わる可能性がある所得を判断材料にしない(または、優先的には使用しない)
- ・例として、国民健康保険、臨時給付金事業と同様に世帯主を対象とする、または、保険扶養の状況による判定(補足資料あり)

といった対応が考えられる。

また、「総合的に判断する」規定に関しては、別居または受給者が公務員など、自治体(勤務先)をまたいだ認定となる際には、特に支障が生じている。「総合的に判断する」ために、自治体により判断にばらつきが発生してしまい、一律の対応が困難になる場合がある。

特に、各自治体の財政負担の観点から、極力自身での認定(負担)を避けて、他自治体で認定させるため、または、単に事務負担の観点から「総合的な判断」は行わない事として、現受給者の所得が配偶者と比較して1円でも低ければ資格消滅としている自治体も少なくないのが実態である。

この場合、1円でも高い配偶者側の自治体としては受け付けざるを得ないため、「総合的に判断する」規定が実質的にはあまり機能せず、受給者に対しても手続きの負担がかかり、所得が高い側の自治体も事務負担を負う状態となってしまう。

また、上記のような切り替え手続きが必要になったものの、手続きが遅れてしまったことで、不支給が発生するケースもあり、受給者の不利益になり、その説明を求められることも自治体の負担になっている。

これらの状況からも一定の基準が定められていれば、かえって事務負担が増すとは考えていない。

デジタル技術の活用(情報連携や、システム標準化の導入)により、市民の手続き負担や、自治体の事務負担を軽減することが求められているのが時代の要請であり、制度自体についてもスリムでシンプルなものに見直していく検討が必要と考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

所得審査を廃止して所得が高い方が申請者という原則がなくなった場合、申請者を決定する基準が新たに必要となる。父母等が任意に選択できるとなれば、随時変更の要望も想定される。また、父母が別居している場合、どちらが申請者にもなり得るので、今まで以上に慎重に二重支給していないかの確認をする必要があるなどの状況が想定され、慎重に検討されたい。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

毎年の更新時の所得審査は膨大な件数となっており、多くの地方自治体から、所得制限撤廃に伴い事務負担軽減を図るべきだという声が寄せられている。原則として初回到認定した受給者に継続して支給することとし、所得審査を廃止することにより、二重支給防止を図りつつ、事務負担を軽減すべきではないか。

第1次ヒアリングにおいて、地方自治体へのヒアリングを実施し、事務負担を軽減する方法を検討する旨の説明があったが、年度内の見直しに向けて、方針決定のスケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

児童手当法第4条第3項は、同一の児童について、複数の者が支給要件を満たすこととなる場合に、当該児童がそれぞれの者の支給要件児童とならないよう（同一の児童に係る児童手当が二重に支給されないよう）調整するために設けられているものであり、必要な基準であると考え。

二重支給の懸念について、申請の際に受給確認をしているため、所得審査を撤廃したとしても二重支給を防ぐことができるのご意見については、申請時以降において家庭の状況に変化が生じた場合（受給資格を有する複数の者が別居した場合など）において、いずれが受給者たりえるか判断が必要となり、二重払いが生じうる懸念は払拭されないものと考え。

また、判断基準として、所得によらない審査基準を設けてはどうかのご意見については、家庭の状況に応じては、より詳細な確認等を行う必要が生じ、審査を行う自治体において当該事務が所得確認以上に煩雑になることも懸念され则认为。

特に児童の養育の状況の変化を把握する機会が失われ、本来であれば受給資格を有していない者に対し児童手当が支給されてしまうおそれがあるなど、別途新たな審査基準を設けることについては、慎重な検討が必要であると考えている。

現行制度においても所得の多寡だけでなく養育の状況などを総合的に判断し受給認定を行っていただいているところ、受給資格確認の判断材料として、所得は自治体にとって最も簡便かつ定量的な判断を行うことができる指標であると考えている。

なお、「総合的に判断する」については、（比較的児童の養育状況の変動を反映しやすい指標である）所得が高い者が、必ずしも生計を維持する程度の高い者とはいえない場合もあるため、総合的な判断をすることを求めているものである。現行の運用においても、「児童手当の受給者及び配偶者の所得に一時的な逆転が生じた場合であっても、（中略）受給資格者や市町村の事務負担も鑑み、一次的に所得が逆転して低い者であっても「生計を維持する程度の高い者」として判断することとして構いません。」としており、過度な事務負担が生じないよう配慮している。（「児童手当Q&A集（令和4年7月19日版）」問2－1）

児童手当に限らず、現金給付においてはいずれも現況確認を行う仕組みとなっているところ、これらは適切な給付を担保するために必要な仕組みであると考えており、何卒ご理解いただきたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁】

（10）児童手当法（昭46法73）

（ii）児童手当の現況確認における所得の確認については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

・1月から5月までに認定の請求をした者については、初回の現況確認における所得の確認を不要とし、その旨を市町村に令和6年度中に通知する。

・所得を確認した結果、受給者よりも配偶者等の所得が多くなっている場合、当該受給者に対し受給者変更に関する書類を送付し、変更の申出がなければ受給者変更をしないことを可能とし、その旨を市町村に令和6年度中に通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

整理番号	293
(管理番号	293)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童手当制度における転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し

提案団体

町田市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童手当を認定する際に、転出元の自治体に電話をし、転出予定日を確認しなくても消滅確認ができるような制度にしていきたい。

例えば、下記を提案する。

- ① 転出先の自治体の住民基本台帳ネットワークシステム等で転出元の転出予定日を確認できるようにする。
- ② 転出時に児童手当の消滅日を記載した連絡票等を転出元自治体が作成し、申請者が転入手続きの際にその連絡票を渡すようにする。
- ③ 転入日であれば転出先の自治体で確認できるため、転出予定日ではなく、転入日を基準日とする。

具体的な支障事例

現行の児童手当制度では、対象者が転出入する際には転出予定日を基準日としているが、転出先の自治体では転入日しか住民基本台帳ネットワークシステムで確認できないため、転出元の自治体に電話をし、児童手当の消滅日を確認することで重複支給を防いでいる。そのため、転出元への消滅確認は必要と考えているが、年度末等で転出入が多くなると電話確認で忙殺され、その他の業務にも多大な支障がある。
求める措置に記載した①～③はあくまでも一例だが、電話確認を行うことなく各自治体等で消滅日を把握できるようにしていきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

支障が解消されることで職員の残業時間及び業務負担が軽減されるとともに、人件費の削減にも繋がる。

根拠法令等

児童手当法第8条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、苫小牧市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、越谷市、浜松市、豊橋市、小牧市、岡山県、高松市、今治市、福岡市、佐世保市、熊本市、宮崎県、鹿児島市、特別区長会

○現行の児童手当制度では、転出予定日を基準日としている。転出者には転入予定日を記載した用紙を渡し、転入先市町村へ添付して新規認定請求するよう周知しているが、添付しないために転出先市町村から転出予定日の確認の電話がかかってくる場合がある。また、転入者の新規認定請求時には、転出元市町村から渡された転出予定日の分かる用紙を添付しない転入者が約6割であり、転出元市町村へ転出予定日を電話で確認している。今後児童手当制度の拡充により受給者数が増えるため、これらの事務負担増が想定される。重複支給防止のための消滅確認は必要ではあるが、電話による確認方法ではなく、住民基本台帳ネットワークシステムの活用やマイナンバー制度における情報連携等により、転出元の転出予定日を各自治体のネットワークシステムで確認できるようにしていただきたい。

○現在、転出時に児童手当の消滅日を記載した連絡票等を転出元自治体が作成し、それを受給者の方が申請時に提出していただく割合が6割ほどで、残りの4割はマイナンバー等で転出したため転出元の窓口に行っていない場合や、書類を紛失したなどで消滅日の確認が取れず、電話確認を行っており、転出元・転出先双方の業務負担になっている。これから電子での受付が増えたと受給者の方に消滅時の書類を提出いただくことは難しくなってくるため、システム上で転出元の転出予定日を確認できれば作業負担が減少すると考えられる。

○年度末等で転出入が多くなると電話確認で忙殺され、その他の業務にも多大な支障がある。制度改正により支給対象児童が拡充されることにより、さらにこちらの事務負担が増えることが見込まれる。

○当市においては、窓口にて転出による資格消滅手続きを申請された場合は、消滅日を記載した連絡票を交付している。また、転入者が転出元自治体が交付する連絡票を持参した場合、連絡票にて消滅日の確認を行っている。一方、申請者が連絡票を持参していないこと等もあるため、電話での消滅日確認が必要となっている。転出による資格消滅日を転出予定日ではなく、転出確定日（転出先での転入日）とすれば、支障が無くなる。

○当市としても、転出元の自治体に電話をし、児童手当の消滅日を確認することで重複支給を防いでいる。年度末等で転出入が多くなると電話確認の件数が増え、支障がある。①の案に賛同する。

○求める措置の具体的内容に追加で、情報提供ネットワークシステムにより、児童手当支給情報も照会可能としたい。

○消滅日の電話確認は、自治体の連絡先の把握、当市と他市双方の電話対応が必要で、年度末は異動者による確認作業が増加し、普段の業務と6月支給に向けた支払に関する準備とも並行して作業することから、かなりの業務負担になっている状況である。端末での消滅日確認が可能になると、業務負担の軽減につながるとともに、複数人の目で確認することで、より正確に審査が可能である。DV 支援の転入者に関しては、情報漏洩等の観点から電話確認が不可で県を通して照会する場合があるが、端末確認ができれば、業務負担の軽減につながり、より早く審査ができることで市民の方へより早く児童手当を支給することができる。

各府省からの第1次回答

児童手当法(昭和46年法律第73号)第8条第3項の「住所を変更した日」とは、転出をした日を指し、実務上の取扱いとしては、住民基本台帳法上の「転出予定年月日」としている。これは、大多数の場合において「転出予定年月日」又はこれに近い前後の日に転出入するものと考えられること、住民基本台帳法上の事務処理としては、「転出予定年月日」をもって住民票が消除されることによるものである。

また、現行の取扱いであれば、転出元自治体は転出者の「転出予定年月日」をもって当該転出者に係る児童手当の支給額及び支給事由消滅処理を行う日を確定させることができるが、仮に「住所を変更した日」を「転入日」とする取扱いに変更すると、転出元の自治体においては、転入日が確定するまでこれらの処理を行うことができないこととなる。今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)による児童手当法の改正により、児童手当の支給月を隔月の年6回とすることも踏まえると、過誤払いを防止するに当たっては、現行のとおりの「住所を変更した日」は「転出予定年月日」と取り扱うことが適当と考えている。

また、御提案の連絡票による対応については、市町村間の電話連絡を一定程度減少させる効果があると考えているが、追加共同提案団体の支障事例にあるように転入先自治体で申請者が連絡票を持参しないケースがあるなど、その効果に限界もあると考えている。

御指摘の事務負担を軽減するため、住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムを活用した「転出予定日」の確認については、関係省庁とも協議の上、必要な検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

転出予定日から転入日へ基準日を変更した場合、転入日が確定するまで消滅処理を行うことができず、過誤払いが発生する可能性があることを懸念点として指摘されているが、転出予定日と転入日が大きく乖離する事例は多くない。仮に大きく乖離する場合でも、例えば、一定期間経過しても転入届が提出されなければ、転出元の

自治体が転出者の手当の支給を停止することができるようにすることで、過払いの防止が可能になると考える。各自治体等で転出予定日を確認できるようにシステム等を改修する方法は、現行の基準日を変更せず、転出入の際の電話確認を省略できるようになるため、実現に向けて検討いただきたい。

なお、これらの提案は問題を解決するための手段の一例であるため、事務負担軽減に資する他の解決手段があればその手段でも良いと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

制度改正により支給対象が拡充されることも踏まえ、「転出予定日」等の確認について、住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムを活用した事務負担の軽減について検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「転出元の自治体は、転入日が確定するまでこれらの処理を行うことができないこととなる。」とあるが、一定期間転入届が提出されない場合には、消滅処理ができるようにする（転出予定日から一定期間経過後）ことで、基準日を転入日に見直すことは考えられないか。

システムを活用した「転出予定日」の確認について、システムの改修概要やスケジュールを具体的にお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

各市区町村が利用する現行の児童手当システムでは、転入する児童手当受給者の「転出予定年月日」を把握することができず、把握するためには、住民票の管理や発行等を行う住民記録システムから転出予定日を含む転出証明書情報を取得するための改修を行う必要がある。

この点、現在、地方公共団体では、令和7年度末を期限とする標準準拠システムへの移行に向けて、業務システムごとに定める標準仕様書に基づき対応しており、このうち、児童手当に関連する標準仕様書について、住民記録システムから転出証明書情報を取得するために必要な要件を定めるための改版を令和6年度中に行うこととする。これを受け、各市区町村が当該標準仕様書を踏まえて必要な改修を行うことで、令和7年度末には児童手当システムにおいて、転入する児童手当受給者の「転出予定年月日」を把握することが可能となると考えている。

なお、転入者が紙の転出証明書を転入先の住民票担当部局に持参する場合、住民票担当部局は「転出予定年月日」の情報について、紙による確認が可能であることから、通常、改めて住民記録システムに登録しない運用をしているため、その場合には児童手当システムと住民記録システムが連携していても、児童手当担当はシステム上「転出予定年月日」の情報を把握することができない。

このため、転入する児童手当受給者が紙の転出証明書を窓口を持参する場合においても、「転出予定年月日」等の児童手当の支給に必要な情報について住民票担当部局と児童手当担当部局が連携を図る旨周知するよう関係省庁と協議する。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁】

（10）児童手当法（昭46法73）

（iii）転出に伴う児童手当の受給資格喪失日である転出予定年月日の確認方法については、令和7年度末までに予定している地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書を令和6年度中に改定し、児童手当システムにおいて把握できるようにする。